

独立行政法人評価委員会  
水資源機構分科会等合同会議（第20回）

平成24年7月31日

【事務局】 時間が参りましたので、ただいまから第20回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を開催させていただきます。

本日司会を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

会議に入ります前に、あらかじめ本日の配付資料について確認させていただきます。

【事務局】

資料の確認

【事務局】 よろしいでしょうか。なお、本日の会議は合同会議運営方針第3条及び第4条の規定に基づき、会議は非公開といたしますので、議事録につきましては後日、ホームページで公開させていただきます。

昨年8月の合同会議以降、委員にご異動がございましたので紹介させていただきます。厚生労働省におかれましては、御園委員にかわりまして、日本水道協会専務理事の尾崎委員がご就任されました。よろしくお願いたします。また、本日は、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第8条の4に基づきまして、同委員会の委員長にもご出席いただいております。よろしくお願いたします。

【委員長】 よろしくお願いたします。

【事務局】 本日ご出席の委員の皆様、及び各省水資源機構の出席者全員を紹介させていただくべきところですが、お手元の席次表をもってかえさせていただくことをお許しください。

それでは、ここからの議事の進行は議長にお願いたします。よろしくお願いたします。

【議長】 それでは、以降の議事の進行をさせていただきたいと思ひます。よろしくご協力のほどをお願申し上げます。

議事1は、平成23事業年度業務実績評価の審議であります。まず、水資源機構から平成23年事業年度の業務実績についてご報告をお願いたします。

【水資源機構】 お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。評価委員の先生方には日ごろ大変お世話になっております。

平成20年度からスタートした第2期中期目標期間の4年目に当たります平成23年度の業務実績についてご報告申し上げます。

お手元の資料1-1が「平成23事業年度業務実績報告書」ですが、非常に大部ですので、その下に資料1-2といたしまして、「平成23事業年度年度計画・業務実績概要対比表」をもちまして、主な項目について説明したいと思ひます。この資料1-2の左側が平成23年度の年度計画、向かって右側が、その業務実績の概要となっております。左右で対比できるようになっております。また、関連するスライド、イラスト等をスクリーン

で適宜、表示したいと思っております。

まず最初に、評価項目1の「安定的な用水の供給・良質な用水の供給」につきまして説明いたします。

1 ページ中段あたりからございますように、日ごろから気象情報などの的確な把握やきめ細かな季節の操作、定期的な点検整備を行い、安定的な用水供給に努めるとともに、地震等の災害や第三者事故等災害の発生においても、利水者への影響を最小化するべく、関係機関と連携して迅速かつ機動的な対応に努めてまいりました。

2 ページに移っていただきまして、平成23年度は、利根川水系、吉野川水系、筑後川水系において、自主節水や取水制限などの対応がとられまして、当機構におきまして、9つの事務所で渇水対策本部や支部を設置し、渇水調整を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、ダムからの補給量をきめ細やかに調節してダムの貯留量を可能な限り確保して効果的な水運用に努めてまいりました。

2 ページ中段にありますように、良質な用水の供給のために日常的な水質情報の把握に努めますとともに、水質異常発生を未然に防止する対策、あるいは、異常が発生した際の利水者への情報提供や影響軽減措置を図りました。

3 ページの中段あたりに具体例ア) がございます。これにつきましては、ダム貯水池における水質保全の取り組みとして、アオコの発生を抑制することを目的に実証実験を行いました。どこのダム、あるいは貯水池でもアオコの発生になかなか苦慮しているわけですが、アオコの生態というのは、昼間、貯水池の表面に浮かんできて、こちらで光合成を行って、そして夜は下がって行って、ここで呼吸をして、また朝になると上がってくるということを繰り返しながらアオコがどんどん増えて行って、この下のような形で湖一面にアオコが発生するわけです。それにつきまして、機構のダムをいろいろ調査しまして、ある条件のもとではアオコが発生していないということがわかってまいりました。その条件と申しますのは、朝方の貯水池内の温度の勾配がないというようなことと、さらに、表面は夜の放射冷却によって、逆に、貯水池の中よりも若干温度が下がっている。こういう条件をつくり出せますと、表面から下へ向けて冷たい水が重たいですから貯水池の下に入りますので、アオコが朝方になって浮上できなくなる、こういうことによってアオコが抑制できるのではないかと、そういう仮説を立てまして、実際、機構のダムで実験いたしましたところ、この表にございますように、浦山ダムではアオコの発生が全くなくなった、あるいは、一庫ダムではアオコの発生期間を7カ月から2カ月に短縮できたということがございます。このようなアオコ発生、あるいは抑制のメカニズムを解明することで、ダム工学会の論文賞もいただいておりますし、今後これらの実験結果を整理・活用することによってさらなる貯水池の水質の改善をやっていこうというふうに思っております。

続きまして、5 ページの具体例のイ) とウ) です。先ほどのアオコの例は、良質な用水の供給という中のいいほうの例ですが、この5 ページの具体例イ) とウ) につきましては、武蔵水路の改築工事の現場におきまして、油流出による水質事故が2件、発生いたしました。良質な水をお届けすることを基本理念としております機構として、みずからの工事が原因で2回連続して水質事故を起こしたことについては大変遺憾なことであり、深刻に受けとめております。

具体例のイ) の1 件目ですが、12月13日に鋼矢板打込機の油圧ホースがこんな格好で破裂いたしまして、30リットル程度の油が水路に流出して水質事故が発生いたしました。この原因といたしましては、油圧ホースの長期使用による劣化及び現場での使用による損耗、また始業前の点検を怠っていたことが考えられます。このために対策といたしまして、油圧ホースの保護、油吸着マット、あるいは新品のホースへの取りかえ、それから、

始業前点検の徹底、工事関係者への油流出に関する安全講習等を実施いたしました。

しかしながら、具体例のウ) ですが、3月1日に、同じ武蔵水路改築工事の別の工事で2件目の水質事故が発生いたしました。H鋼打込機の油圧ホースが破断して作業架台から8リットル程度の油が水路に流出したものでございます。この事故につきましては、1件目の事故を受けまして、ホースを新品にして、かつ始業前の点検を行っていたわけですが、それにもかかわらず破断事故を起こしたということで、製造メーカーによる検査と、それからメーカー技術者立ち会いのもとで現場の再現検証を行った結果、ホースのつり方、あるいはねじれによるホース断面の変形が原因と考えられ、ホースの取り扱い方に問題があったことが判明いたしました。

この2回目の事故を受けまして、対策の基本方針として、油圧ホースを丁寧に扱う、あるいはホースのねじれを監視するといった、これまでの油を漏らさないという対策に加えて、さらに強化して、万一、油が漏れたとしても水路には油が流れ出ないようにすることを基本として、油圧ホースや架台を被覆するというような2段階のセーフティネットの対策を徹底することにいたしました。

また、水資源機構は、この工事以外にも多くの工事をやっていますから、今回の油事故で把握した原因や状況について全社的に周知を図っていたところですが、今後も、とりわけ、こういう水質事故が生じると社会的に重要な影響を及ぼすことが想定される工事については、入札に当たって総合評価落札方式の技術提案に関して水質事故防止を重要な評価項目として設定するなど、再発防止に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に6ページ目の評価項目2の洪水被害の防止、または軽減についてご説明いたします。6ページに記載しております洪水被害の防止についてですが、平成23年度は各地で被害をもたらしました台風12号、台風15号等の影響により全国的に降水量が多かったことから、1年間で682回にわたり防災体制をとりまして、全22ダムのうち15ダムにおいて、延べ54回の洪水調節を実施することにより洪水被害の軽減を図りました。

具体例イ) ですが、平成23年度の台風12号に伴いまして、三重県、奈良県にございます青蓮寺ダム、比奈知ダム、室生ダム、この直下に名張市の市街地があるわけですが、名張市の河川の水位が氾濫危険水位を超える可能性が予測されたため、それぞれ3つのダムで、通常の防災操作よりもダムからの放流量を絞ってダムに貯留する連携操作を行いました。通常操作よりも余分にダムに洪水を貯留するということは下流に対しては効果があるわけですが、その後さらに雨が合った場合にはダムが満杯になる恐れがあって、洪水調節の機能がなくなる恐れがある。そういう中で、下流の河川の状況を観測しながら降雨予測データなどをもとに時々刻々、現状と予測をフィードバックしながらダム操作を行って、少しでも下流の河川水位を低下できるような操作をいたしました。結果、通常の操作と比べまして、下流河川の水位を約48cm低下させることができました。

また、具体例ウ) ですが、台風15号では、京都府にあります日吉ダムにおいて、亀岡市の保津峡で氾濫危険水位を超える可能性が予測されたため、通常の防災操作よりもダムからの放流量を絞ってダムの貯留操作を行い、氾濫危険水位以下に抑えることができました。これらのように、雨の状況、あるいはダムの貯留量の状況に応じて、できるだけダムにためて下流の洪水被害の軽減を防止することに努めてまいりました。

次に、評価項目3の施設機能の維持保全等についてご説明いたします。7ページから8ページにかけて記載しておりますように、水路等施設の全12事業所において地区ごとに機能診断調査を行いました。幹線水路等、延長約174km、堰とポンプ場31施設について機能診断調査、評価及びライフサイクルコストの算定等を継続して実施いたしまして、機構の持つ幹線水路等、全延長667kmのうち623kmの調査を終了いたしました。これによりまして、調査の進捗率は平成22年度の約67%から93%に進捗を図っております。

す。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災いたしました利根川河口堰、霞ヶ浦開発、霞ヶ浦用水、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、房総導水路の8つの施設の本復旧に向けて災害復旧工事を実施しております。

次に、評価項目4のリスクへの的確な対応についてご説明いたします。9ページに記載しておりますリスクへの的確な対応については、耐震性能の強化、危機管理対策の強化、業務継続計画の作成など、年度計画に基づき着実に実施してきたところであります。

9ページ、下段からの危機管理対策の強化ですが、全国3カ所で応急復旧資機材の備蓄基地を整備する計画を進める中、平成22年度には関東地区における備蓄基地が利根導水施設内に完成し、管路、パイプの材料、それから応急復旧資材の備蓄や可搬式ポンプ車の配備を行いました。平成23年度は中部地区の愛知用水施設内、九州地区の筑後川下流用水施設内に備蓄基地が完成し、管、パイプ等の材料、それから応急復旧資材の備蓄を行って、非常時の迅速な対応や危機管理体制の強化を図りました。

10ページに入りまして、まず、水資源機構では、渇水や施設の被災によって水の供給が不可能な場合に備えて可搬式海水淡水化装置を保有しております。平成23年度は31年ぶりに渇水に見舞われました小笠原諸島の父島、さらには東北地方太平洋沖地震によって被災しました女川町江島、ここが女川町の中心部ですが、さらにこの離島のところ、そこにおいて自治体からの要請を受けまして水資源機構の給水エリア以外の地域で初めて海水淡水化装置による給水支援活動を行いました。江島においては現在でも支援活動に努めているところでございます。

次に、評価項目5、6の新築・改築事業について説明いたします。11ページに記載しておりますダム事業につきましては、大山ダム、武蔵水路改築の2事業にあつて鋭意進捗を図ったところでございます。また、いわゆるダム検証の対象となりました思川開発、木曾川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム、小石原川ダムの5事業にあつては新たな段階に入らない中で適切に事業を実施するとともに、地方整備局と共同して検証にかかわる検討を進めているところでございます。

大山ダムにつきましては、早期の事業完成を目指して、本体工事や関連工事を進めるとともに、仮排水路トンネルの閉塞に、新技術の放流管つき仮プラグを採用したことにより、試験湛水を計画より約半年、前倒して平成23年5月に開始することができまして、24年3月には、このスライドにございますように、サーチャージ水位、ダムの満杯の水位まで達しました。現在さらにその後、水位を下げているところですが、その間、7月14日に北部九州豪雨が生じまして、ちょうど大山ダムの水位をかなり下げておりましたので、入ってくる洪水約900万 $\text{m}^3$ をほとんどダムにためて下流の被害を防止したところでございます。

次に用水路事業関係についてご説明いたします。13ページ中段に記載しておりますように4つの事業について計画的に事業の進捗を図っております。豊川用水二期事業では、東部幹線及び西部幹線の老朽化対策として計画された区間を完成させ、併設管水路の設置により複線化し、通水の安全性工場と水管理の効率化を図りました。

次に評価項目7の環境の保全についてご説明いたします。14ページに記載しておりますように、自然環境調査や環境保全対策を講じるとともに、ダム貯水池の堆積土砂の下流河川への還元やダムからのフラッシュ放流を行いました。

具体例ア)として、思川開発事業におきましては、付替県道工事によって改変を受ける動植物の生息・生育環境の復元のため、ビオトープの整備を行いました。現在、ヤマアカガエルとかタガメの生息が確認されているところですが、今後、自然再生の状況などのモニタリングを続けていく予定でございます。

具体例ウ)です。両筑平野用水二期事業では、頭首工の改築に合わせて稚魚など、小さ

い個体でも遡上しやすくなるように魚道の改築を行いました。平成23年度の調査では、改築前に比べて遡上個体数が増加しているところでございます。

また、15ページ、中段から下段にかけての温室効果ガスの排出削減、あるいは小水力発電についてですが、平成23年5月から霞ヶ浦用水小貝川発電所の運用を開始いたしました。小貝川発電所自体は最大出力110kWでございますが、平成23年度の発生電力量で見ますと約667MWhとなります。このうち管理用電力として機構みずからが使用した電力を除きまして約780万円を売電して管理費の節減等に充てているところでございます。また、機構全体を見ますと、これまで整備してきた小水力発電、管理用発電を合わせますと、年間の発生電力量は約4万2,600MWh、売電収入は3億9,200万円に達しております。今後とも利水者の負担の削減、あるいはCO<sub>2</sub>削減、あるいは昨今のエネルギー状況とあわせまして、水資源機構といたしましては積極的に小水力発電等の導入の可能性を検討していく考えでございます。

次に、評価項目8の技術力の維持・向上と技術支援について説明いたします。18ページに記載しておりますように、第二期中期計画において、施設の長寿命化、及び地球温暖化対策など7つのテーマ13の重点プロジェクトから成る水資源機構技術5ヶ年計画に取り組んでおります。また、滝沢ダム建設事業におきましては、平成23年度、土木学会賞の技術賞を本年6月に受賞しております。平成23年度は現場事務所でのアイデアや経験から培われた技術が実り5件の特許を取得し、さらには、民間と共同して2件の特許の出願を行うことができました。

また、20ページにございますように、技術力の提供及び積極的な情報発信に努めるために75題の論文等を学会、専門誌等に発表し、1論文が国土交通省国土技術研究会優秀賞、1論文がダム工学会研究発表会優秀発表賞及び1論文がダム工学会論文賞を受賞いたしました。

20ページから22ページの国際関係では、活動、NARBO活動、JICA等の受託業務やアジア開発銀行との技術協力を通じてアジア各地の河川流域における総合水資源管理の普及及び河川流域管理機関の能力強化を図るとともに、災害時の国際支援活動の取り組みとして、タイにおける洪水に対して、政府の要請を受けて国際緊急援助隊の一員として当機構の職員を派遣いたしまして、技術的なアドバイスを行ったところでございます。この活動に対しまして、当機構職員に対してタイ国産業大臣及び日本国外務大臣から感謝状が贈呈されております。

次に評価項目9の関係機関との連携、水源地域との連携について説明いたします。23ページに記載しております関係機関と連携した取り組みの状況といたしましては、23年度は関係機関との円滑な調整を行って、愛知用水施設及び豊川用水施設、矢木沢ダム、及び群馬用水施設の4件の施設の施設管理規程を変更いたしました。

24ページ中段の水源地域との連携につきましては、水源地と下流受益地の相互理解の促進のために上下流住民の交流のための地域行事への参加や清掃活動などのイベント、水源地の視察、施設見学会など、交流活動を地域の機関とも協力して46事業所で実施しております。

次に25ページに記載しております広報・広聴活動についてですが、ホームページによるダムの貯水量や放流量、降雨量などの諸量情報の提供を行っているほか、水資源機構の広報紙に各事業所のトピックをまとめた「水機構ニュース」を新設したり、あるいは、水資源機構のツイッターを開設して機構業務の積極的な情報提供を始めました。また、前年度に引き続き、報道機関を通じた情報発信ができるように報道機関に関し、機構事業を取り巻く、よりよく理解してもらうための視察会の開催や提供する情報内容の充実に努めました。

次に26ページに記載しております内部統制の強化と説明責任の向上についてですが、平成20年度に策定した倫理行動指針の職員への浸透、定着を図る観点から、コンプライアンス推進にかかわる新たな横断的取り組みとして、平成22年度に実施したコンプライアンスアンケートの結果を踏まえて、「コンプライアンス推進月間」を定め、職員等のコンプライアンスについての認識や理解度の把握を行っております。

28ページの入札契約制度につきましては、平成22年6月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、四半期ごとに開催される契約監視委員会における審議を踏まえ、改善策の補強等点検・見直しを行いました。その結果、平成20年度、一者応札の比率が70%であったのに対し、平成23年度は20.4%と大きく改善され、実質的な競争性が確保されつつあると認識しております。

次に29ページに記載しております機動的な組織運営や効率的な業務運営の取り組みについてですが、平成23年度は筑後川局に筑後川下流総合管理所及び築後大堰管理所を統合いたしまして、組織の集約、防災時の応援等を実施するなど、機動的な組織運営を図っております。また、定型的な業務について外部委託するとともに、業務の機械化、電子化を推進いたしました。12月には維持管理業務等民間委託拡大計画を策定いたしまして、民間委託拡大を図るとともに、他の主体に任せる業務についての広報資料館の管理運営、管理用道路の維持管理、除草作業の一部について、移管に向けて取り組みを進めております。

32ページ中段の総人件費改革に伴う人件費の削減ですが、年度計画にございます5%を上回る14.1%、人事院勧告分を考慮しませんでしたと17.3%の削減を実施したところでございます。

なお、職員の給与水準の対国家公務員指数、いわゆるラスパイレス指数についてですが、平成23年度は112.1ということになっています。

まだ国家公務員に比べて高いというご批判を浴びているところですが、機構は水の安定的な供給や洪水調節を行うこと、及び、ダム、水路などさまざまな形態の施設の管理・運用を行う必要があるために、職員に全国転勤をさせ、水に関する豊富な経験を積ませております。このために職員を本社において一括採用し、一律の給与体系にて全国に配置しております。また、業務の性格から業務場所は山間僻地が多く、危機管理上、24時間即応体制をとる必要等があることから、職員は業務場所から比較的近い地域に居住することとなっているため、単身赴任者の割合が高く、国家公務員と比較してまだ高い給与水準となっているところでございます。当面は平成26年度でラスパイレス指数を105程度とすることを目標として、引き続き給与水準の適正化に向けて努力してまいります。

次に、32ページ、下段に記載しておりますコスト構造改善の推進につきましては、平成20年度に策定した「水資源機構コスト構造改善プログラム」の推進によって年度計画の目標値でございます12%に対して12.4%の縮減を達成したところでございます。

次に、33ページに書いてあります適切な資産管理につきましては、宿舍の効率的な運用のための集約化や、人員減等により不要となる宿舍について、整理合理化計画、及び中期計画に基づき処分することとした宿舍や、それ以外の宿舍についても、低利用宿舍などの宿舍について処分等の検討及び事務処理を行ったところでございます。

次に評価項目15の予算等について説明いたします。33ページ、下段に記載しております予算につきましては、年度計画の予算、収支計画、資金計画に基づき適正に執行したところでございます。

最後に34ページに記載しておりますその他の業務運営に関する重要事項ですが、35ページの中段ほどに移っていただきまして、第二期中期計画の積立金につきましては、国土交通大臣の承認を受けて341億4,000万円を国、及び利水者負担軽減のための取

り組みに活用しております。平成23年度におきましては、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するために、さらに約89億円の追加承認を国土交通大臣から受けて活用することとしております。

以上、平成23年度の業務実績をご報告させていただきました。ありがとうございました。

**【議長】** はい。ただいまの業務実績報告に関連しまして1つ報告がございます。独立行政法人業務実績評価に対しましては、国民の意見を募集し考慮するというふうになっております。あらかじめホームページに業務実績報告書を掲載して、7月17日から24日までの間、意見募集を行いました。結果としてご意見がなかった旨、ここでご報告をさせていただきますと思います。

続きまして、総務省政策評価独立行政法人評価委員会の指摘事項等への対応状況につきまして、水資源機構からご報告をお願いします。

**【水資源機構】** 私から、ただいまお話がございました政独委による業務実績評価についての意見等への対応の実績及びその評価についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料1-3をごらんください。ご説明につきましては、先ほど理事長から説明がございました業務実績報告の内容と重複する部分が多々ございます。ポイントに絞らせていただきまして説明をさせていただきます。では、着席して説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。平成22年12月7日の閣議決定、独立行政法人事務事業の見直しの基本方針を受けての取り組みについてですが、まず、平成22年度に引き続いて業務の点検を行いました。また、平成23年12月には、民間委託拡大に向けた行動計画として、維持管理業務等民間委託拡大計画を策定いたしました。

なお、民間委託拡大を行うに当たりましては、拡大により管理業務に支障を来すことがないことを検証しながら順次、拡大していくこととしております。

また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務につきましても、広報資料館の管理運営、あるいは、管理用道路の維持管理、除草作業の一部などについて移管する条件など、相手方と協議を行っております。これらの取り組みにつきましては、閣議決定による基本方針を受け、管理業務の現状や、利水者等、関係機関の理解を得ながら適正に対処したと考えております。

次に2ページをごらんください。職員宿舎の見直しについてですが、宿舎の効率的な運営のための集約化や、人員減等に伴い、不要となる宿舎の処分について整理合理化計画、及び中期計画に基づいて事務手続きにかかる事務作業等を進めてきたところでございます。

次、3ページをごらんください。まず、上段の一般競争入札の拡大と一者応札の改善についてですが、平成22年6月に策定しました「随意契約等見直し計画」等に基づきまして、公告方法や入札参加条件の見直し等を行い、一者応札につきましては平成20年度の1者応札率が70%であったのに対し、平成23年度は20.4%と大きく改善したところでございます。1者応札率が着実に減少し実質的な競争性が確保されつつあるというふうに認識しておりまして、適正に取り組んできていると考えております。

次に、下段の利益剰余金の国庫返納の早急な検討についてですが、平成23年度は、現中期計画当初に国土交通大臣の承認を受けました341億円にさらに89億円を追加して国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から活用をいたしました。

続きまして、4ページをごらんください。先ほどの説明とちょっと重複いたしますが、ラスパイレス指数の低減についてでございます。平成22年度から実施してまいりました

自主的な本給のカットや地域手当のカットなどの取り組みに加え、平成23年度は、昇給の停止や現給保障の段階的な廃止等を実施したことにより112.1となり、前年度から0.5ポイント低減いたしました。

2つ目の○のうちの下の方ですが、公益法人等に対する会費の支出についてです。当該支出が当機構の目的事業に照らし、精査して自主的に縮減を図りましたが、今後も独立行政法人が出資する会費の見直しを受け、これまで以上に精査、見直しを行うというふうにしております。

5ページ目をごらんください。(1)の平成23年度総利益についてですが、退職給付費用が94億円発生しましたことから、総損失として29億円となりましたが、これは独立行政法人会計基準の定めにより算定されたものでございまして、業務運営上の問題から発生したものではありません。

次に(2)の利益剰余金についてです。平成23年度において約958億円の利益剰余金が計上されております。これは主に長期借入金や水資源債券の償還と割賦負担金制度における利水者負担金の償還の条件差により生じる借り換えが計画より低金利で行われたために発生したものでありますことから、ここでとられているような過大な利益というふうなものとは異なると考えております。

6ページの保有資産管理につきましては、先ほどの宿舍のところでご説明いたしましたので割愛させていただきます。

7ページをごらんください。特許等の知的財産の保有の必要性の検討状況やその結果、整理を行うことになった場合の取り組み状況等についてですが、水資源機構内部に設置しております「特許権等審査会」において審査し、活用の見込みがないものは原則、削減するなど適正に取り組んでいるものと考えております。

8ページをごらんください。債権の管理等についてですが、回収計画につきましては、利水者負担金を割賦で回収する債権について利水者に償還表を提示して、それに従って回収を行っており、現在までのところ遅滞等の自体は発生してございません。

9ページ目の知的財産、人件費管理につきましては、先ほどご説明申し上げましたので、これについても割愛をさせていただきます。

続きまして10ページをごらんください。契約に関する規程類、体制でございしますが、特に2つ目の○の契約事務手続につきましては、財務業務執行調査や講習会を実施するなど、適正な執行に向けて取り組みを行いました。また、発注手続におきましては、審査委員会等を設けて参加資格の条件や総合評価の評価内容を審査するなど、透明性の確保をしながら適正に取り組んできているというふうに考えております。

続きましては11ページをごらんください。(2)随意契約見直し計画です。平成22年度に策定いたしました「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約をせざるを得ない場合に限定して随意契約の減少に努めてきております。

(3)契約の競争性、透明性につきましても、入札・契約手続における公平、透明性の向上を図るために、外部有識者により構成される入札等監視委員会を設置して審査を行っており、適正に取り組んできていると考えております。

続きまして12ページをごらんください。6の内部統制についてです。水資源機構における内部統制は、各種会議や理事長、副理事長、理事が現場事務所の職員から意見を直接聞くヒアリングなどの取り組みにより、意思伝達、情報共有を図り、PDCAサイクルを構築しておりますことから、これにつきましても適正に取り組んできているというふうに考えております。

7の関連法人についてですが、当機構の特定の業務を独占的に受託している法人はございません。

なお、関連法人との取り引き等の状況、再就職状況につきましては該当がないものをホームページで公開しております。

13ページをごらんください。下段の○、自然災害等に関係するリスクへの対応についてでございますが、機構独自の取り組みといたしまして、渇水対応では、利根川、吉野川、筑後川の関係事務所など9事務所において渇水対策本部、あるいは支部を設置し、渇水対応を行うとともに、水源情報の発信などを行いました。洪水への対応といたしましても、名張3ダムや日吉ダムにおいて河川管理者と協議しながら、通常の防災操作よりも放流量を絞り込むダムの操作を行うことにより下流の浸水被害の軽減を図りました。そのほかにも耐震化の検討など、平成23年度実績報告でも報告をさせていただきましたが、地域住民や関係利水者の皆様へ安全で安心なサービスを提供できるよう取り組んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

**【議長】** 次に、評価委員会は監事による監査の状況を踏まえて連携して評価に当たるとのことになっております。水資源機構から監事による監査の状況についてご報告をお願いします。

**【水資源機構】** お手元の資料1-4「平成23年度に係る監事監査報告」につきまして、その概要をご説明させていただきます。着席して説明させていただきます。

まず、1ページの会計監査につきましては、独立行政法人通則法38条に規程されます財務諸表及び決算報告書が適正に作成され、財務の健全性は確保されているかといったような視点から、機構の所管部署から説明を受け、また、会計監査人の監査計画などについて意見交換とともに、会計監査状況の説明を受けるなど緊密に連携しながら監査を実施いたしました。

会計監査結果は最終ページ、別紙2の監事意見にありますとおり、会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であり、平成23事業年度の財務諸表及び決算報告書については適正であると認められます。

次に、業務監査についてですけれども、1ページで、機構の第二期中期計画年度計画に基づきまして機構の事務事業が適正に執行されているか、否かを合規性、正確性、経済性、効率性といった観点から監事監査計画に記した、2ページにあります内部統制の取組状況、随意契約・一者応札の見直し状況、保有資産管理の取組状況など、6点を重点項目として実施いたしました。

23年度の監査におきましては、職務を効率的、的確に遂行するため、3事業所の監査に際しまして、監査室の職員に加えまして、専門知識に精通した職員5名を監査補助人として活用いたしました。また、23年度は水利使用規則の内容と一部異なる取水等が確認されました3事業所に臨時監査を実施しております。

業務監査結果は3ページから10ページに記述しておりますが、一言で申しますと、機構の業務は第二期中期計画及び年度計画に基づき着実に進められておまして、概ね適正に執行されていると認められます。

それでは、重点監査項目を含めまして機構の取組状況と、それに関する監事意見を申し上げます。

まず、3ページ、内部統制の取組状況でございます。事業所と本社間で意思疎通を図る支社局長等会議の定期的な開催など、さまざまな取り組みを通じまして意思の伝達や情報の共有に努めておまして、今後とも継続した取り組みが望まれるところでございます。また、リスク管理についてですけれども、機構施設の中には老朽化が進行しているものも

ありますので、ストックマネジメント手法を活用いたしまして、これまでの調査や点検結果をもとに機構施設の健全度などの情報を利水者と共有いたしまして、施設機能を良好に維持するための方策の具体化が望まれるところでございます。リスク管理につきましては、防災業務や事故対応をはじめ、機構発注工事に潜むリスクへの対応、こういったものを含めまして、機構業務に伴うあらゆるリスクについてリスク管理委員会を活用するなどして検討していくことが望めます。

4 ページのコンプライアンスの取り組みにつきましては、法令等に関する講習会を開催するとともに、外部講習会へ職員を参加させるなどの取り組みが継続して行われております。機構が業務を進める上で必要な関係法令は多岐にわたっておりまして、今後とも継続した取り組みが必要であると考えております。

5 ページになりますけれども、随意契約・一者応札の見直し状況でございます。随意契約につきましては、役員による審議や契約監視委員会による審議・点検を行うとともに、一般競争入札への移行などに継続して取り組んでおりまして、平成23年度における競争性のない随意契約が契約全体に占める割合は18.3%となっております。また、一般競争入札における一者応札につきましては、平成23年度も一者応札の改善への取り組みに基づきまして、引き続き公告期間の延長や公告方法の改善、保守・点検業務の集約化、複数年契約などに取り組んだ結果、一者応札率は20.4%でした。一者応札は、その大半がポンプや監視制御処理設備などの工事、あるいは機械設備やシステムの保守点検業務で、前年度と同様の分野に見られております。随意契約や一者応札の改善につきましては、今後とも業務の効率性を考慮しながら継続した取り組みを望みます。

次に保有資産管理の取組状況につきましては、整理合理化計画及び中期計画において処分対象とされております宿舎及び土地に関しまして、独立行政法人通則法や補助金適正化法にかかる処分の認可に向けた手続などが進められております。これら計画で処分対象とされているものの確実な処分に向けた取り組み、それはもとより、未利用・低利用となっている機構施設につきましても措置を講ずる必要があると考えております。

7 ページに移りまして、続きまして、水利使用規則にかかる臨時監査について申し上げます。これは千葉用水総合管理所ほか2事業所において、違反の程度は小さいとはいうものの、水利使用規則とは異なる、いわゆる取水時期の前倒し、後ろ倒しといった許可期間外の取水、あるいは、河川からの取水量は許可範囲内におさまってはおりますものの、取水以降の一部の用水への配分水量が許可量を超えていたという事例がございます。また、河川管理者への取水量報告において実績とは異なる報告が行われていることも確認されました。このことに関しまして、機構からは、水利使用規則の見直しに向けた関係者との協議や、法令遵守の徹底など再発防止の取り組みを行うなどの措置の報告を受けております。

最後になりますが、事務処理に改善が必要と認められる事項が何点か見受けられました。今期の監査対象事業所では、規程に即した処理が行われていないなど、文書の取り扱いを適正に行う必要があるものや、会計に関する諸規程の理解不足に起因すると思われる事務手続の確認が不十分な事例、また、入札契約手続関係では、業者選定での機会均等や公平性について配慮が必要な事例ですとか、規程にのっとり適正な契約手続が行われていない例、あるいは、誤解を招くような記述内容となっている特記仕様書の存在などの事例が散見されました。また、過大積算や過小積算といった違算事例も依然として見受けられております。

そのほか、契約事務の履行状況確認を確実にを行う必要がある事例ですとか、施設管理において適正な措置が求められる事例などがございました。これらの多くは業務に関連する規程や、諸手続きの確認、あるいは、審査やチェックが十分ではなかったことなどに起因しているものと考えております。このような事例を受けまして、機構では、関係職員への

研修、文書による周知徹底などに加えまして、審査、チェックの強化など、仕事の手順の見直しもなされ適切な改善措置を講じ、再発防止に向けた取り組みがなされております。

なお、今回の監査対象事業所には、前回監査で39件の指摘事項などがございましたが、これらすべてに必要な改善措置が行われていることを確認いたしております。

以上で監事監査結果の概要報告を終わらせていただきます。

**【議長】** 以上で業務実績報告、政独委の指摘事項への対応、監事監査報告をしていただきました。この内容につきまして、ご質問、ご意見などがございましたらお願いしたいと思います。

なお、この後、業務実績の審議に入りますが、そのときには機構の役職員は退席をいたしますので、ご質問等がございましたらこの機会にお願いしたいと思います。どうぞ。

**【委員】** 1点お聞きいたします。資料1-2で評価項目7、環境保全のところがあります。ここでいろいろ取組状況をお書きになっておられるわけですが、武蔵水路での油流出事故が2回、起こっております。これ、油流出は環境の面から行くと、環境にかなり負荷を与えているということがあると思うんですが、この辺が書き込まれていないということはどういうふうに考えたらいいのか、その理由をお聞かせいただければと思います。

**【議長】** それではお答えをお願いします。環境への影響がどうであったかというご質問だと思います。

**【水資源機構】** 今回の武蔵水路の事故につきましては、水質事故という観点からとらえておりまして、ご指摘のように、水質事故は水環境への影響ということがございますが、書き込みについては、水質事故という観点からとらえさせていただきまして書き込まさせていただきました。

**【委員】** 私もそのような仕分けで差し支えないというふうに考えておりまして、この先、申し上げることは、また評価項目ごとにチェックをされるところで申し上げます。

**【議長】** ほかに、どうぞ。

**【委員長】** きょうは評価そのものには私は関与しませんけれども、いい機会ですので、どういうふうにやっているのかということをちょっと教えていただきたいと思います。今、理事長から最初にご説明があった中で大山ダム、これで今回の7月13日、14日の大雨で900万立米の貯水能力を発揮したと。ご説明の途中で大変失礼ながら、水資源機構さんのホームページを見ますと、その分が2.2mの水位低下を効果として発揮したと、下流の下のあたりです。2.2mというと、素人的には小さいように見えるけれども、氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位のところには達するか、達しないかというきわめて重要な2mです。質問は何かというと、これはおつくりになった施設がどういう効果を発揮しているのか、大変によくわかりやすい評価に結果的にはなっているわけです。そういうものが、ほかのダムやほかの施設でも同じように既におやりになっているのかどうか、その辺、どんなふうに、アピールというのも何ですけれども、公開したり、あるいは、評価のときにもお使いになっているのかどうか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。これが1点です。

もう一つは、監査のほうからご指摘があった水利用の水利権の使用の規則と異なる面があったというお話ですが、これはどうなのでしょう。考えようによっては、実際の水を使うニーズがルールを決めたときとはちょっと状況が変わってきているという面を物語っているという面がないことはないと思うんです。そうすると、こういうことを契機にして、さあ、守りましょうというのが当然なのですが、ルール自身を考え直す機会とか、そういう感じもするのですが、その辺はどのようになっているか、教えていただけたらと思います。以上です。

**【水資源機構】** まず1点目でございますが、私どもの施設で洪水等があれば、できるだけ速やかに、先生がごらんになったような形で、ホームページで、特にダムがなかった場合の水位を計算しなければなりませんので、その計算にちょっと時間がかかっているのですが、どれだけダムで貯留して、下流にどれだけ効果があったかということは、洪水が終了次第、できるだけ早く公表しています。その年間をまとめた結果を、この年度の実績報告書に出しております。今回の大山ダムは24年度に入ってからですが、23年度で言いますと、名張3ダムとか日吉ダムで操作をやったということを年度実績として出しております。

もう1点、水利使用の観点ですが、昨今、温暖化、あるいは農家の方々、専業農家が少なくなったということで、どうしても農業用水の取水時期を早められる傾向にあります。そういう中で、昔の水利使用規則は大分遅くなってから取水開始というのが、実態上、早まっている。では、それについて、本来は実態の水利使用に合わせて、そこでむだな使い方をしていないかというチェックを踏まえて水利権の変更を協議すべきなのですが、今回の場合は、どうせ協議しても、頭のかたい国交省は聞いてくれないのではないかと、そんな心配をした余り、報告のほうを書きかえて、実際にとっているものと違うような報告をしていたという問題がございましたので、当然、監事からのそういう監査を受けましたので、必要な部分については国交省と協議して変更するということと、報告をごまかすようなことはやらないようにしようと、そういうことをやっています。

**【委員長】** どうもありがとうございました。

**【議長】** ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

**【委員】** 23年度の評価、ことしの話なのですが、先ほど大山ダムの話がありました。九州へ行って話を聞いてみると、土石流ではなくて、かなり杉林がみんな手入れされていないところが流木となって流れてきたというのが今回の災害の特色だったと聞きました。その場合、大山ダムの、例えば機能その他に影響があったのかどうか、そのあたり、皆さんどういった取り組みをなさっていたのか、来年度の評価になるのかもしれませんが、ちょっとお聞かせください。

**【議長】** はい、どうぞ。

**【水資源機構】** 九州は大分前、10年くらい前にやはり大洪水がございまして、風倒木、山からの木が川等に流れ込んできたという問題がございまして。また、近年では、東海豪雨のときに中部の矢作ダムに上からの流木で満杯になって、矢作ダムがなければ流木は全部下に行ったのが、ダムで貯留されたために下流の流木被害が非常に少なかったという事例もあります。

今回の大山ダムでは、それほど流木は出ていなかったように思いますが、さらに調査いたしまして、各ダムごとに、網場をつくったり、さらには、ダム貯水池末端で、九州なんかでは流木どめのような、スリットダムのような形で工夫しているようなところもあるかと思えます。

【議長】 はい、よろしいですか。ただいまのご指摘は非常に重要だと思います。山林が荒廃をしてくておりますので、ぜひ、そういう対応をお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 今回のことに関連してですが、今回だけではなくて前回からいろいろお願いしているのですが、ダムをいろいろ守っていらっしゃるわけですけれども、そのエリアが周辺ということで、その流木の発生する水源林、民有林もあったり、さまざまモザイク状なのですけれども、そこはこちらの業務の領域外ということです。ただ、実際には、その流木が発生したりということ。それに関して、少し基本的にどのようにしたらいいか、何か調査も含めて、かなり基本的な問題なのでということも前回も、前々回も申し上げているのですが、今回もまた同じようなことで、若干、どういう状況になっているか、少し教えていただければと思います。

【水資源機構】 先ほど国交省の悪口を言いましたが、今度は私どもの悪口を言わなければだめなのですが、どうしても私どもの水資源機構、独立法人水資源機構法に規程された業務しかできないような状況になっています。具体的には、ダム・水路の建設管理しかできないことになっていますが、私が思うに、ダム・水路の建設管理を行うためには、ダム・水路に入ってくる、あるいはダム・水路から出ていく水、さらには土砂、あるいはそれ以外の物質、そういう循環を全部とらまえた中で自分が管理しているダム、水路をどういうふうにつくるのか、どういうふうに応用するのかというのが決まってくると思っております。ダム・水路だけ見つめていてもダム・水路の管理はできない。もう少し広く、流域も含めて目を当てていかなければならないと思っております。

1つの例としては、徳山ダムで付替道路にかえてというか、流域管理の観点からダム上流を公有地化するというをやっておりますし、そのようなことを今後、もう1回戻ると、法律ともからめて施設管理のためには流域全体を知っておく必要があるという観点から、私はやっていきたいと思っておりますが、頭のかたい方がおられますので、済みません。

【議長】 はい、よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。ございませんようでしたら、これから業務実績評価にかかわる審議に入りたいと思います。水資源機構の役職員の方はここでご退席をお願いしたいと思います。

(水資源機構退室)

【議長】 それでは評価に入りたいと思います。評価の手順でありますけれども、例年どおりの方法をとりたいと思います。新任の委員の方もおられますのでご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料1-5と1-6をお手元にお配りしております。資料1-5、これは16項目についてそれぞれの委員の方がどういうランクで採点をされたかということが一覧表になっております。この資料1-5をもちまして、この16項目を4つのグループに分けさ

せていただいております。それが資料の1－6であります。4グループに分かれておりますが、まず、青色に塗っている項目、これは全部で9項目ございます。次のページ、3ページ目まで行っていますが、9項目になっております。これはすべての委員の評点が一致しているというものです。次に、緑色で塗っているものがございます。これは、1名の委員の方を除いて、その他の委員の方の評価は一致している、これが3項目ございます。それから、3番目のグループは黄色ですが、これは2名から3名の委員の方が異なる評点をつけ、そのほかの方は同じ評点になっているということでありまして、これが2項目ございます。最後のグループですが、これは少し意見が分かれておりまして、赤色で塗っております。この順番に評価を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【議長】** それでは、まず資料1－6をごらんいただきながら評価を進めたいと思いません。

まず、最初のグループ、青で塗っているものですが、9項目ございます。項目3の「施設機能の維持保全等」、項目6の「計画的で的確な施設の整備のうち水路事業」、項目9の「関係機関との連携、水源地域等との連携」、項目10の「広報・広聴活動の充実」、項目11の「内部統制の強化と説明責任の向上」、項目13の「コスト構造改善の推進、事業費の縮減」、項目14「適切な資産管理」、項目15の「予算収支計画及び資金計画などの財務内容の改善に関する事項」、項目16の「その他業務運営に関する重要事項」でございます。これにつきましては、この資料をごらんいただきますように、この9項目につきまして、すべての委員の評価がAということになっております。この9項目についての評価を下す前にご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。なければ、事前評価のとおり、この9項目についてAというふうにさせていただきたいと思いますが、お認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【議長】** どうもありがとうございました。

次のグループ、緑色になります。このグループにつきましては、ごらんいただきますように、1名の方だけ意見の違う評点をされております。各項目ごとにご意見を伺いたいと思います。まず、項目2ですが、「洪水被害の防止または軽減」の多数意見はSということになっております。お一方だけAという方がございます。この項目につきましてご意見をいただきたいと思えます。Aをつけられた委員の方は本日ご欠席ですので、このAの方はどういう意見があったのか、事務局のほうからご紹介いただきたいと思えます。

**【事務局】** それでは、事務局からご報告させていただきます。「洪水被害の防止または軽減」のところでAをつけられているのはEの委員の方でございまして、右側の意見欄に、いわゆる、機構の自己評価よりも低い点数をつけた方には▲印で記載させていただいております。Eの委員のコメントにつきましては、適切なダム管理ができていないということございまして、特段マイナスの評価をされているわけではないということで、機構の取り組みにつきましては評価するけれども、Sまでには至らないということで評価されているということでございます。

**【議長】** 最初に確認すればよかったのですが、SとAの表現、これをもう一度確認したいと思えます。

【事務局】 参考資料1の4ページをごらんいただきたいと思います。Sにつきましては「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる」、Aにつきましては「中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる」ということでございます。

【議長】 いかがでしょうか。Aをつけられた委員の方も特段……。

【委員】 議長、ちょっとよろしいでしょうか。

【議長】 どうぞ。

【委員】 E委員は農林水産省の水資源機構プロジェクトチームのメンバーでして、私はプロジェクトチーム長を仰せつかっている関係で、直接面談する時間はなかったのですが、事前に少しご本人とお電話でお話を聞く機会がございまして、この評価の背景をお聞きしておりますが、申し上げてよろしいでしょうか。

【議長】 どうぞ。

【委員】 はい。E委員のAの評価の理由なのですが、こういった複数ダムの連携したオペレーションの面で、ほかの委員の先生方はSをつけられているところが大きいと思うんですが、E委員のおっしゃっていることは、こういった複数ダムの連携したオペレーションに関しては、こういう洪水被害の防止・軽減に関しては最重要項目の一つであって、これまでもソフトの整備、ハードの整備の面で水資源機構が重点的に取り組んでこられていることであろうと思われる。ある程度、そういった整備も進んでいることも事実であろう。そういった現状にある中で、こういった連携したオペレーションができていくということは、ある意味、当然という見方もあるであろう。そういう意味で、今回はあえてSをつけずにAをつけさせていただいた。ただし、強くこのAにこだわるものではないというコメントもございました。以上です。

【議長】 どうもありがとうございました。Sをつけられた方からご意見があれば承りたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【委員長】 ちょっと質問していいですか。

【議長】 どうぞ。

【委員長】 私はもちろん何もつけていないのですが、国土交通省の評価委員会の全体の委員長をやっている都合でちょっと質問してみたいと思います。この参考資料2のあたりにA、B、Cをつけたりするときの判断基準みたいなことが取りまとめられておまして、その2ページを見ますと、Aの評価は、順調に業務を実施し、成果を上げている場合には、着実に実績を上げている場合と考えられ、Aとして評価する。Sという場合は、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要であると。したがって、Sをつけるときには、その説明をしていただくことを暗黙に仮定しているところでございます。

それで、ぜひお考えいただきたいのは、ダムはいろいろな性能、効果を念頭に置いてつくられているわけですが、それが利水を行い、あるいは治水を行う機能を発揮するというのは当然の機能であって、それが今回の仕事の中で特別に新しいことを考えついて、新し

い手法をやって、今まで以上の効果を上げているということであれば当然Sになると思うんですが、通常、予定されているような洪水の制御の範囲の話なのか、それを超えているようなことなのかということによってSというふうにするか、Aというふうにするかというのが国土交通省の評価委員会全体の基本的なスタンスなのですが、その辺からご判断いただければありがたいと思うところでございます。以上です。

【議長】       どうぞ。

【委員】       よろしいですか。今の委員長のご説明に関連して、ちょっと横道にそれるかもしれませんが、この5段階評価で、特にSSについては「中期目標・年度計画において想定していた範囲を、量的かつ質的にはるかに超えて」とあります。極めて抽象的な表現なのですが、先ほど委員長がおっしゃっていた、そのSの評価が非常に目覚ましく業務を実施しているという項目があるとすれば、SSをあえて設ける理由というのは何なのでしょう。SSをなくしてSから始めればいいじゃないかと、私はかねてからそういうふうになっているのですが、いかがでしょうか。

【議長】       今日は、業務実績の評価でございまして、評価の方法そのものは、本年度については既にもう決定されておりますので、その議論には入りたくないと思います。この文言も、私から見ても、やや曖昧なところがあるわけですが、この文言で評価せざるを得ないと思います。問題は、当たり前のことを行ったんじゃないかということなのですが、特に今回の件に関して努力をされて実績を上げて洪水を未然に防いだということ先ほど説明があったかと思えます。その辺、どうでしょうか。ほかの委員の方からもご意見を伺いたいと思います。どうぞ。

【委員】       それぞれのダムについては、その操作ルールというのは決まっておりますが、それはダム群として運用するというのはまだまだ実際には、考えるのは易しいというか、だれでも思うのですが、実際には運用されていないのが実情です。この名張のダムの場合なんかでも3つのダムがありますので、それぞれ、最初は、例えば、利水容量をくって予備放流しておいて、そしてポケットを大きくしておいて洪水を飲み込むということをやらなければならぬわけです。そのためには、雨が将来どう降るかということも予測しなければならぬですし、それが出てきてどうなるか、そして、従来の1ダムごとの操作で流せば下流にどのような洪水が生ずるかということも全部、計算して、その上でこのダム群として操作したら、それはどのぐらい軽減できるかということをやっておられるわけですね。ですから、これは非常に難しい操作で、私自身は、先進的な取り組みをされているということでいつもSで評価するのですが、それと同時に、外れた場合のことも少し念頭に置いておかなければならないと私は思っておりますので、それを学問的にももう少しこの方法を追求してほしいと、その要求も常に私、この項目に書いているところです。もし、それが一般的な汎用的なルールとして確立されたらSSくらいまで行くのかもしれませんが、現段階では、それぞれの洪水ごとにこういうことを現場でいろいろ予測計算をしながらやっておられるという点で非常に先進的な取り組みということでSという評価にしております。

【議長】       どうもありがとうございます。ほかにどうでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】       今の井上委員と同じなのですが、むしろこのダム群連携は、こういう洪水時

より利水時、渇水時に3つのダムなり複数のダムで同じ水量というところで、むしろ機能してきたので、今回のように、ある程度、洪水時に、しかも下流の流量がどうなるかということまで頭に入れながら連携して操作をしたという点ではSに相当するかと思います。

【議長】 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。この項目2「洪水被害の防止又は軽減」についてはSというふうにさせていただきたいと思いますが、ご承認いただけるでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは、次の項目の5「計画的で的確な施設の整備のうち、ダム等事業」のご意見がありますが、お一方を除きましてすべてAということで、Sの方が一人おられるわけがありますが、Sをつけられた方、やはりE委員ですが、何かメッセージがあったのでしょうか。

【委員】 この項目に関しましては、ここで意見が文章として書かれておりますけれども、このとおりのコメントでした。

【議長】 それでは、事務局からこのSをつけられた委員の方のご意見をご紹介いただけますか。

【事務局】 それでは、事務局からE委員の評価の意見につきましてご紹介させていただきます。右の欄で○がついたコメントですが、「事業費が抑制されている中で計画どおり事業が実施されている。改築事業については耐震化を含めて適切に取り組んでいる」ということでSをつけられているというところでございます。

【議長】 このご意見だけ拝見しますと、やはり、業務を着実に実行しているということで、あえてSを応援しているようなご意見にはなっていないような気がするのです。そういうこともあります。ほかにご意見があればお出しいただきたいと思いますが。なければ、この項目5につきましてはAという評価をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

次は項目12「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」であります。これについては多数意見、お一方を除きましてAということになっておりますが、お一方だけSとなっております。SをつけられたN委員はご欠席であります。また、事務局のほうからご紹介いただきたいと思っております。

【事務局】 N委員につきましては、事前の説明の段階でN委員からご伝言を申しつけておりますので、それも含めてご紹介させていただきます。

機動的な組織運営ですとか、いわゆる数値目標の部分で民間委託の拡大とか、事務的経費の縮減、総人件費改革等、非常に評価されているというところでございますが、全体的な委員の評価が皆さんがAということであればSということにこだわるものではないということで、皆さんの多数意見を尊重させていただくというふうな伝言を申しつけております。

【議長】 N委員は4項目、意見を出されていますが、特にSを支持するような内容というのは、このうちどれなのでしょう。どういうふうにおっしゃっていましたか。

【事務局】 数値目標、特に事務的経費の縮減の部分とか、組織の統廃合の点で非常に高く評価されているというところがございます。

【議長】 これは、先ほどご説明がありましたけれども、当初計画どおり進んでいるということだと思います。そういうことを考えますと、項目12につきましてはAという評価でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございました。

次のグループになります。黄色のグループであります。最初の項目、「リスクへの的確な対応」についてであります。これにつきましては、多くの委員の方がAをつけられておりますが、Sをつけられた委員の方が3名おられます。順にご発言をいただきたいと思えます。どなたからでも結構です、どうぞ。

【委員】 Sをつけた一人でございますけれども、当初、SかAか非常に迷いましたけれども、結果的にはSにいたしました。その理由は、まず第1点目は、災害時に給水支援活動を行ったということで、これは断水した地域に住まわれている人は、本当に感謝をしているのではないかと思いますし、今後もこういった支援を続けていただきたいと、そういうことで評価すべき点があったのではないかと思います。

また、第2点目は、本社のBCPを見直したり、あるいは、事業所におけるBCP業務継続計画を作成したということでございます。これは、被災した場合の迅速な復旧に備えるものとしては非常に評価できるものではないかと思ひましてSにいたしました。

ただ、Sにするか、Aにするか迷ったわけでございますので、大勢の委員の皆様のご意見がAということであれば、別にSにこだわるということではございませんということをおし添えておきます。

【議長】 どうもありがとうございます。どうぞ。

【委員】 私は迷わずにSにいたしました。これはSであるべきだと思います。なぜかといいますと、東北の震災がございましたけれども、これからほかの地域でいろいろな危機的な状況が予想されるという社会的な背景を踏まえて、機構のお仕事というものをやはり考えるべきだと思います。今回おやりになったことで、給水等がございましたが、これはいつも、機構法にのっとっての範囲で、これ以外のことはできないという、何か押し問答ばかりのことがずっと続いているのですけれども、たまたまこういう淡水装置があつて、これはおそらく装置があるから自主的にいっしょだったわけで、そういう意味では、機構の持っている社会的な何かのストックを一步外に踏み出したという意味では、私は大変いい活動だったということで、もう少し前向きに評価すべきだと思います。

何よりも大規模地震対応編というんでしょうか、そういった計画を新たに策定したということで、こういったものがあれば、これからいろいろな危機がございますので、そこに、この内容を充実していくことができるわけですから、第一歩になったという意味では、今までの延長ということではなくて一步踏み出したと。

私は、このコメントにも書きましたけれども、やはり、機構の持っている社会的技術と

いったものに対してもう少ししっかりとした構築をしていくべきで、そういう意味では、社会的技術に対する非常に大事な一步が今回の実績で見られるということで、私はSであるというふうに判断いたしました。

【議長】 どうもありがとうございます。もうお一方、どうぞ。

【委員】 私もSをつけたんです。というのは、昨年、23年度で一番注目しなければならぬのは、やはり東日本大震災にどう対応したかという点ではないかと思うんです。水機構が持っておられるいろいろな技術なり、淡水車であるとか、ポンプ車等が総動員されて支援に当たったということは非常に評価できると思います。水機構が持っておられる、今まであまり表に出てこなかったのですけれども、地震をきっかけにしてそれを世の中に非常にアピールしたのではないかと私は思いますので、この活動はSに当たるだろうと思います。ただ、新聞なんかではあまり派手には取り上げていなかったように思いますので、その辺のPR不足はもう少し検討されたほうがいいかと思いますが、そういうことで私はSということにしております。以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは、Aであるというふうに判断をされた委員の方からご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 技術的なところはあまりよくわからないところでありましてけれども、昨年度、危機管理対策の強化をしていない企業のほうが逆に少ないのかなと。ですから、一般的な会社でも当然、去年はこれに非常に力を入れて、そういう意味では当然なのかなということで私はAと、後のほうの項目で逆に一步踏み込んだ評価をしているので平仄はとれていないのですけれども、この危機管理対策に対しては、通常すべきことを今年したのかなというふうにはとらえております。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにどうでしょうか。私はあまり意見は申し上げないほうがいいと思うんですが、東日本大震災が起こって被災地を救援しようというのは、これはもう全国民が思ったことだというふうに思います。それを水資源機構もおやりになったわけですが、どうなんでしょうか。絶対量として、女川町に水を供給したというんですが、女川町が必要とする水のどのくらいを供給したのか、そうか、おられないからわからないのですね。

【事務局】 補足しておきますと、女川町の江島という島の方の住民の方が毎日使う分量を供給できるだけのものを今も引き続き供給しております。

【議長】 どうでしょうか。特にAの方からご意見をいただきたいと思っております。今、Sの方からご発言があって、なるほどそうか、Sに変えるという方もおられるのではないかと思います。どうぞ。

【委員】 私もAかSかは迷いました。当時の、会社も含めて、国民全体の皆さんの意識からすれば当然、応援するというのはベースになるのだろうと。水資源機構も持っている海水淡水化の施設を使って出したと。それにプラスαの何かがあれば完全Sで行きたいという感じがあったのですが、普通、社会一般的な応援だろうというふうに思いまして、

それで淡々とやったものだからAだというふうに自分では思いました。

【議長】 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。事前の評価を変えたいという方がおられればご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そうしますと、Sの方が3人おられたのですが、残念ですけれども、大多数ということでAという評価にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 では、項目4はAとさせていただきたいと思います。

次に、項目7「環境の保全」です。この項目では、お二人を除いてAをつけられておりますが、Sをつけられた方が2名いらっしゃいます。まず、Sをつけられた委員の方からご発言をいただきたいと思います。

【委員】 山谷ですけれども、先ほどもちょっと機構のほうに確認したのですけれども、いわば環境破壊の油流出という側面はあるのですけれども、良質な水供給を阻害したという、そこで出てきているということで、あえてこの環境保全のところで油流出事故をまた減点する必要があるのかということなんです。その区分けを、良質な水供給を損ねたというところにまとめるといたしますと、従来どおりの環境保全の取り組み、この点においては非常にすぐれた実績を上げている、着実に改善が進んでいるというふうに私は以前から思っておりました。比較の対象として、私はこれまで電力会社のダムとか、公営のダムは幾つか見てまいりましたけれども、そういう施設と比べましても機構の環境保全の取り組みというのは一段抜きん出ていると考えております。直轄のダム施設については残念ながら余り見ておりませんが、電力会社とか公営と比べますと非常にすぐれているというふうに考えております。したがって、私は、かつてSSに当たる5をつけたこともあるのです。そのような従来からの取り組み実績があるところをガタンと1ランク落とすほどの理由は私自身、全く見出せないような状況にあるのです。

昨年までよりも何か落ちるような理由が果たしてあるのかと、その区分をきちんと、良質な水供給というところで落とし込んだ上で、環境保全の関係でマイナス評価というのがあるのかどうか、この辺の判断からSにしたということであります。以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。良質な水供給というのは、項目は幾つでしたか。この資料1-6だと、どこに出てくるんですか。

【事務局】 一番最後の項目です。

【議長】 一番最後の赤のところですね、意見が少し分かれたと。

今のご意見はダブルカウントではないかと、良質な水供給のところでは十分それを考慮すればいいのではないかとのご意見です。それと、昨年のものはどこかに資料としてあるのでしょうか。

【事務局】 まず、委員のご指摘は2点ございまして、いわゆる、武蔵水路改築事業における水質工をこの項目で見たりする必要はないのではないかとということで、まず、その点につきましては、ほとんどの委員の皆さんが、これから審議していただく項目1「安定的良質な用水の供給」のところで見ているということで、今回、環境保全の項目でそこについて直接的にご指摘されている委員はいないという状況になっておりダブルカウントは

ないと考えております。

もう1点、昨年と比較してどうかという点でございますが、事務局からみて、昨年につきましては、いわゆる、第三者から評価されているいろいろな賞を受賞されているという部分がございます、客観的に評価されているという部分がございます。今年度につきましては、昨年度と同様、確かにいろいろな取り組みを実施されているわけでございますが、あくまでも実証実験段階での効果にとどまっており、第三者からの評価を得るまでに至っていないという違いがございます。

【委員】 昨年の水機構の自己評価はAですか、Sですか。

【事務局】 Sです。

【委員】 水機構自身が昨年SからAに落としたということですね。

【事務局】 はい。

【議長】 それは何かあるんですよね、評価の方法について上部の委員会から何か指示というか、サジェスションというか、そういうものがあつたのですか。

【事務局】 いえ、特に去年と今年で評価の方法を変えるという指示はございません。同じ基準で昨年度は自己評価S、本年度は自己評価Aというふうに水機構が判断したということです。

【議長】 もうお一方、Sの方がおられますのでご発言いただきたいと思いますが、欠席とのことですので、ご意見をご紹介いただきたいと思います。

【事務局】 事務局からご報告させていただきます。N委員につきましては、右側の一番下の部分で4点ほど環境の取り組みについて評価されております。読み上げさせていただきますと、自然環境保全に着実に取り組み、特に両筑平野用水事業における魚道改築により、遡上個体数の増加という具体的成果を得たことは評価できる。2点目といたしまして、太陽光発電、小水力発電の活用に取り組むとともに、すべての事業活動に伴う温室効果ガスの削減を含め、平成13年度比で7%減を達成したことは高く評価できる。吉野川局管内の4事業所において、ISO14001の認証を取得したことは評価できる。今後も認証維持に向け継続的に環境保全に取り組むことを期待する。4点目といたしまして、機構の環境情報が自治体等の事業に活用され、我が国のダム事業の環境保全対策がさらにレベルアップするよう機構の取り組みを期待するというところで、下2点については、どちらかと言えば、評価というよりも意見に近いというところでございます。以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。ほかにAと評価する方、どうぞ。

【委員】 私はAをつけた者なのですけれども、きょうのプレゼンを見せていただきまして、いろいろちょっと厳しいコメントを言っていたのですけれども、改善されたプレゼンだったので、私としてはAからSに変えたいという意見です。その理由は、私はビオト

ープとか、そういうことの専門家なものですから、資料1-1の163ページに、思川開発に伴いましてミティゲーションということでビオトープをつくっているのですが、その写真があまりにもひどいので、「これではとても評価できません」と申し上げましたら、きょうはきちんと、多分、現地に飛んでいかれたのだと思いますが、とてもいい写真で、ヤマアカガエルとか、そういったモニタリングの確認もできたということで、非常に、なるほどということで、それがまず第1点。

それから、昨年度の評価で小貝川の小水力発電なのですが、私はこれからの時代、あれはとてもいいと思ったのですが、去年のここの議論では、まだ成果がはっきりしないので、これに関しては次に回しましょうということでした。きょうのご説明で、私も事前の説明では非常にわかりにくかったのですが、きょうのプレゼンでは、3億円の利益があったとか、具体的な数字でわかりやすいご説明がありましたので、去年から比べて効果というものが現実のエビデンスとして提示されているということで、事前説明よりもきょうの説明のほうで私の疑問が少し改善されましたので評価を上げさせていただきたいと思います。

**【議長】** どうもありがとうございます。小水力の議論は去年も出たと思うんですが、そういうことを始めましたと、実際にエネルギー供給に量的にどのくらい貢献しているのかというご意見もあったのですが、今、全体をまとめると、出力としてはどのくらいのものなのか。そういう姿勢は非常に重要だと思いますが、実質的にエネルギー供給にどのくらい貢献しているかということになると、わかりませんね。

**【事務局】** 冒頭、理事長からご説明がありましたように、資料1-2の15ページの真ん中辺の右側の②温室効果ガスの排出削減の下に小水力のことが書いてありまして、その下に※で、例えば、発電施設の諸元ということで最大出力110kW等々の諸元で、先ほど石川臨時委員から指摘していただいたように、口頭で3億円等々の説明が理事長からあったところです。

**【議長】** どうなんでしょうか、こういう数字を見ると、まだまだという感じもいたしますが。

**【委員】** だめ押しするわけではありませんけれども、私は廃棄物関係をやっているのですが、報告書本文の179ページ、これは特筆すべきだと私は思っております。建設混合廃棄物という一番リサイクルしにくいごみなのですが、これの70%のリサイクル率を達成しているというのは、これはもう非常に特筆すべき実績としか言いようがありません。以上です。

**【議長】** この179ページの建設副産物、具体的にはどんなものだったのですか。

**【委員】** この目標としているところ、これが一般的な水準だろうと思うんです。それを倍くらいパーセンテージで上回っていると、こういうふうな実績を上げたということですね。

**【議長】** この表ですか、図1の表。

**【委員】** はい。

【議長】 目標率99とか、いろいろ書いてありますが。

【委員】 下のほうが実績だろうと思います。

【議長】 確かに上回っているけれども、建設混合廃棄物なんていうのは多いというわけですね。

【委員】 つまり、建設混合廃棄物というのは非常にリサイクルしにくいごみなんです。これを高いリサイクル率を達成しているということで、この廃棄物処理という面で顕著な実績を上げているということは言えると思います。魚道とか、それは最近いろいろなダムでやるようになっていきます、河口堰とか、景観についてもいろいろ取り組みが最近はなされ始めているとは思いますが、ごみについては相当なところに行っているということは言えると思います。

【議長】 ただ、私どもとしては、この資料が判断材料ですから、これだけですと目標率を上回っているけれども、具体的にどういうことであったのか、量はどうかであったのかということを確認しないとなかなか判断を下せないだろうというふうに思いますが、どうですか。

【事務局】 今、機構の担当を呼んでおりますので、それについてはいましばらく時間をいただきたいと思います。ただ、機構の自己評価の事前説明の段階では、その項目については特段触れられていないというのが実情でございます。

【議長】 どうぞ。

【委員】 昨年の達成率というのは幾つ立ったのですか、今年、23年度は70%、昨年の達成率は何%でしょうか。

【議長】 今、機構の職員の方からご説明いただきますが、我々としては、この資料しかないんです。これは何か、よさそうだからちょっと呼んで話を聞こうという話はないだろうと思いますけれども、せっかく来てもらいますからご説明をしてもらいたいと思いますが、詳細がよくわからない、そういうもので判断をするのはちょっとぐあいが悪いのではないかと思います。どうぞ。

【委員】 今のお話の前に小水力の話があったのですがけれども、私は、小水力のレベルを超えて、こういう時代だから、機構としてはもっと大水力を目指せということを申し上げております。先ほどの理事長のお話にもありましたように、そういったこともできるように今後、機構としてもやっていったらいいと思いますし、こういう時代ですので、クリーンエネルギーをぜひ開発して行ってほしいと思います。

全体的なトーンなのですがけれども、Sもあり得るのかなという思いはあります。ただ、まだそこまでのレベルには、23年度は達していないということで私はAという判断をしております。これからどんどん、いろいろな芽は出ておりますし、一生懸命にやっておられることも認めております。ただ、こういうふうな評価ですと、毎年、毎年、何か相当のことをやらないとSとかSSがつかないと。後で申し上げようと思っていたのですがけれども、こういう単年度の評価だけでやっていくとだんだんじり貧になっていくのかなという

思いも、今の項目とはちょっと違うのですが、ほかの項目で見受けられますので、その辺、長期の視点で考えたときに評価がしっかりととされるような、そういう必要があるという意見を持っております。

(水資源機構入室)

【議長】 ご説明いただく前に、今、委員からご意見が出ました。機構の事業に対する要望、そういうものは議事録として機構の方は退席されておりますから、伝わるようになるんですか。

【事務局】 委員のご指摘は残させていただきたいと思います。

【議長】 では、お願いします。それと、評価の問題、単年度評価でやっていますけれども、もう少し長期的な視点が必要なのではないかというご意見もあるのですが、これは、評価の方法をこの委員会で議論する機会はあるのでしょうか。

【委員長】 たしか中期計画全体の実績の評価がありますね、単年度だけではなくて。

【委員】 5年ごとにやると。

【委員長】 そこでまとめていただければいいと思いますが。

【議長】 そうですね、わかりました。それでは、機構の方がお見えになりましたので、ご質問は、本文の179ページに図の1がございまして、その下に表がございまして。建設混合廃棄物というのが、目標値が35%であったのですが、70%をクリアしたと、この内容は評価すべきであるというご意見が委員から出ましたが、具体的な内容についての補足説明をしていただきたいと思います。資料がないとなかなか、資料に基づいてということになると、そういうことであれば、先ほども申し上げましたが、私どもとしては、この資料に基づいて評価せざるを得ないということですから、現時点でこれをSだというふうに評価するのは少し難しいのではないかというのが私の意見です。委員の方から、「いや、そんなことはない」というふうに言っていただきたいと思います。

【委員】 経年で混合廃棄物のリサイクル率がどういうふうに移したかをご説明いただければわかる話だろうと思いますね。

【議長】 それがなかなか今すぐには、ということだと思いますが、どうでしょうか。どうぞ。

【水資源機構】 申しわけございませんけれども、ちょっと経年の資料等の持ち合わせがございませんので、今ここで即答することはできません。

【議長】 わかりました。これは、こういう意見が本年度に出たと、来年度、これを特に評価すべきだという意見が委員から出ましたので、来年度は詳しい資料をつけて、機構自身もそれをSなり、SSなりに評価すべきだというようなことをよくお考えいただいて、来年度、資料としてお出しいただきたいと思います。お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【水資源機構】 はい、わかりました。

【議長】 そういうことでよろしいでしょうか。  
(水資源機構退室)

【議長】 まだご意見がありますか、どうぞ。

【委員】 よろしいでしょうか。私はむしろAを評価して、そのままにしたいという意見なのですが、内容を見ていますと、ここでポイントになるのは、ダム of 直接曝気であるとか、あるいは、小水力発電という話だと思っんです。ダムの曝気については、何年も機構は既にやっております、ことし改めてこれを特筆して評価すべきことではないだろうと思っんです。それから小水力発電、これは多分、出てきたのは2回目くらいだろうと思っんですが、小水力発電で、いつでも発電の効果だけをアピールされることが多いのですけれども、気をつけなければいけないのは、小水力発電の設備はかなりの設備費がかかるのです。これが果たしてこの規模でもって償却できるのか、ほんとにプラスになるのか、その辺の評価が定まらないと、この結果が出たからいろいろなところにつけましようと言われても、これはむしろコストアップにつながるの、それはだめでしょうということにならざるを得ないと思っんです。ですから、今年度では、少なくともこれは評価すべきではないかというふうに考えております。

【議長】 どうもありがとうございます。どうぞ。

【委員】 私はAとかSとかという話ではなくて、ちょっと、評価委員の先生方の、ダムとか水源、機構の施設を取り巻く森林、環境の問題に関してちょっとご理解をいただきたい。私は、この資料の163ページにある湿地環境ということで申し上げましたけれども、これは小さなビオトープをつくったということが問題ではないのです。何が問題かといっますと、日本の山林というのは戦後の一斉造林で、スギ、ヒノキの非常に単調な森になっておりました、それが今、大きな問題なわけ、今回、私は、この写真ではだめだというふうに申し上げたのは、こういう事例は今まで出てまいりませんでした。つまり、水源、あるいは周辺地域の単層的な森を公有樹林化して、そして健全な森にしていくのをだれがやるか。やる主体が非常にないわけですけれども、ある意味では、機構がその推進役を担う一員であると、その自覚が必要だということはずっと申し上げているわけです。ここには湿地環境という、非常に小さな話のように見えますが、実はこれは森林資源、それから水資源、この一体的な管理に移行するための大事な、大事な一歩であるというふうには私にとらえております。ですから、もちろん評価は平均的なAで構いませんけれども、非常に小さな試みではあるのですけれども、そういう意味がある一歩であるというふうに、そういう理解をぜひお願いしたいと思っます。

【議長】 どうもありがとうございました。こういう事業をどんどん拡大していくべきだという委員のご意見だと思っますので、これも機構のほうに確実にお伝えいただきたいと思っます。

それで、時間の関係もありますので、この環境の保全、項目7につきましては、大方の委員の事前評価に従いましてAというふうにしたいと思っますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは次に参ります。今度は赤になります。少し意見が分かれているものであります。最初は項目8になります。「技術力の維持・向上と技術支援」についてということです。Sをつけられた方が13名、SSが1名、Aが1名というふうに分かれております。まず、SSをおつけになった委員の方からお話を伺いたいと思います。

【委員】 SSというよりはSが2つという意味が実はあって、項目が足りないのではないかと。新技術の維持というのは、やはり前回もSをつけて、今回もSというのはどうかと本来は思ったのですが、いろいろな論文とかの提出数が目標よりも大きく上回っているというのは、やはりSではないかと。

もう一つのほうは、どちらかというとも来年度以降の計画の期待を込めてのSということで、要は海外支援です。タイの洪水に対する国際緊急援助隊、国のほうからもちろん要望があって出したというところがありますので、そういう意味ではA評価でもおかしくないところかなというふうには思いますけれども、ご存じのとおり、タイの洪水の日本の会社のいろいろな車の会社とか、そういったところ、日本経済への影響力が非常に大きかったというところがありますので、今後の計画の中に国際支援、ないしは国際的な、そこにはいろいろな技術者も集まってくるかと思っておりますので、そこでの技術共有が非常に重要になってくるのかと思いましたので、これはSが2つあると、もともとここは、どうせカットされるのだと思いつつながら、今後、国際協力を1項目にそのうち昇格してほしいという意味を込めてSSにしていますので、全体的な評価は皆様と同じようにS評価で構わないと思っております。

【議長】 どうもありがとうございます。

【委員】 基本的に、今のK委員と意見は同じなのですけれども、評価の視点がちょっと違ったということだと思います。まず、論文等、目標を上回る論文を出しておきまして、外部発信もしておりますし、それに対していろいろな賞を受けておられますこれは大いに評価したいと思います。もう一つ、土木学会で技術賞を受賞した雷電廿六木橋、デザイン賞を去年取って、今年技術賞ということですが、これは23年度というより、もう22年度で評価が終わったのではないかと私は見ておりますので、これはプラス材料としてはちょっと考えにくいということが1つ。

それから、論文数につきましても確かに上回っているのですけれども、Aを上回ってSにするほどではないのではなかろうかということでAにいたしました。

それから、国際貢献活動、これについては全くK委員と同意見でございまして、機構としては、海外で大いにこういう活動をしていただきたいのですけれども、先ほども出てきましたけれども、機構法の法律の関係で、機構として自由に動ける環境にはないという話を伺っております。今回その政府の国際緊急援助隊の一員として参加されているということですが、できれば、これからは、その枠を撤廃するような努力をしていただいて、海外に日本の技術をどんどん移転していくような姿勢に進んでほしいというふうに考えております。その期待値を含めればSなのですけれども、全体としてはSに評価するほどではないということでAをつけさせていただきました。Sであっても私としては特に異論はありません。

【議長】 どうもありがとうございます。そういうご意見なので、この項目につきまし

ては、この評価委員会といたしましてはSという判断をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

最後になりますが、次に項目1「安定的な用水の供給、良質な用水の供給」についてご審議をしていただきたいと思います。この項目につきましては3名の方がB、1名の方がSをつけられております。そのほかの方はAということであります。まず、Bをおつけになった方が3名おられますので、ご意見を伺いたしたいと思います。どうぞ。

【委員】 Bをつけた理由は非常に端的でして、水質事故を武蔵水路で2回も起こしたということ。事故の内容を聞いていますと、それぞれ別な原因で事情もよくわかるのですけれども、結果的に水質汚染を起こすような事故を未然に防げなかったというのはやはりマイナスだろうと、着実にとは言いがたいので、ここはやはりB評価にせざるを得ないだろうと思います。

【議長】 水谷委員はいかがでしょう。

【委員】 この項目は、安定的な用水の供給と良質な用水の供給という2項目で評価するところなのですけれども、節電対応とか節水対応といった安定的な用水の供給ということに対しては評価できるとは思っているわけなのですけれども、機構の基本的な使命である良質な用水の供給といった観点から見ると、一方ではアオコの発生など、評価できることもあるわけですが、今、茂庭委員がおっしゃったように、機構の工事で油流出事故が2件続けて発生したということ、これは非常に重大な問題であると思っております。といいますのも、私は長年、水道に従事してきた者なのですけれども、水質で、今回は水道の供給には影響は生じなかったといいますが、機構自身の工事でこういった事故が発生したということは、これは非常に重要な問題であると思っておりますのでBをつけさせていただきました。

【議長】 どうもありがとうございます。

【委員】 私も技術的なところは実際にはわからないのですけれども、同じポンプの事故で2回というのは、やはりB評価をつけざるを得ないのかなと、今後こういうことが起こらないという戒めの問題もありますので、着実にというよりは、おおむねのB評価かなというふうに思います。

【議長】 どうもありがとうございます。

【委員】 この委員のご意見に関しても事前に理由をお聞きしております。ここに書かれているとおりなのですけれども、東日本大震災を受けての復旧が迅速に進行しているということ、それから施設の耐震化の取り組みを評価できると、この2点を理由にSをつけられているということではあります。電話でもちょっとお話ししたのですが、これから先は私の委員としてのコメントになります。東日本大震災で受けた施設の復旧に関して、これはちょっと項目が違うのかなという気がします。既にもう終わっていますが、「施設機能の維持保全等」という項目がございますので、そちらのほうで評価すべき項目なのかな

というふうに感じています。それから後半の施設の耐震化の取り組みというところ、これももう既に終わっていますけれども、「リスクへの的確な対応」という項目がございますので、そちらのほうで評価すべきだと感じているところです。委員からは、「特に強くこだわるものではない」というふうにコメントをいただいております。

【議長】 どうもありがとうございます。そうしますと、この委員のSはちょっと置いておきまして、AかBかという議論になると思います。二度の油の流出事故、これをどうとらえるかということですが、Aをつけられた委員の方からご発言があれば承りたいと思います。どうぞ。

【委員】 この2つの同じ事故を起こしたということについては言語道断と言ってもいいと思うんですが、ただ、水資源機構の施設そのものと、それに隣接する何らかの油の施設が、その境界線上でこういう油が流出したというのではなくて、これはあくまでも工事中の油圧機械の油が漏れたという話なので、むしろ工事の管理に問題があったということだろうと思います。したがって、水資源機構というのは、やはりさまざまな改築工事をする中で、工事の管理の技術力でも売っているはずの機構で技術管理をしなかったという点は責められてしかるべきだろうと思いますが、用水施設本体にどこかから油が入ってきた、工事以外の別の施設から油が入ってきたということではないので、ちょっと同じ水路の中に油が入ったといっても、工事中のトラブルというふうに、その範囲で受けとめて私はAとしました。二度も起こったということについては、むしろ、発注価格とか、業者の選定のプロセスも含めて、それについてはいろいろ正すべきは正したほうがいいと思いますが、あくまでも工事の中でのトラブルだという範囲でこの議論はしていくべきではないかと思えます。以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。  
ほかにAの方からご意見はないでしょうか。どうぞ。

【委員】 私もこういった事故があってはならないというふうには思っているのですが、2種類とも、よくよく見ると原因が違う。二度目のほうは新しいパイプにしたにもかかわらず、それを吊るときに失敗してしまったということで、工事のほうの問題だと思っております。こういった事故があっても、なおかつその後きちっと対処しているということの評価しましてAという判断をしております。

初め、安かろう、悪かろうでこういう事故が起きたのかなと思ひまして、いろいろ、どのくらいの入札率だったのかということもお聞きしましたが、しっかりとした建設会社がやっていてこういうことが起きてしまっているということでありましたので、これについては機構自身の責任ということではなくて、これから二度、三度と絶対に起こさないようにしなければいけないとは思うのですけれども、これに関してはマイナスというふうにはいたしませんで、Aという判断でございます。

【議長】 どうぞ。

【委員】 私としては、やはり、水質事故と油の事故はBに相当するというイメージを強く持ちました。今おっしゃったように、原因は違う、最初のもの2回目はきちんと対応した上でまた起きてしまったというので、違った原因だろうということで、これはある面で水機構としては不可抗力っぽいところがあると思ひました。

もう一つ、アオコのものはSSに近いSだというイメージを持っています。ある面で非常に興味を持ちました。そうすると、この油の事故によって全部Bにしてしまっているのかどうかということが気になりました。そこで逡巡した結果、やはり、SとBと割ってAがいいのだろうというような、これでいいかどうかは別ですが、そういう、ある面で妥協の判断でAにしました。そういう状況の中で、先ほども委員からありましたように、油の事故は困るのですが、Aが妥当ではないかと思いました。

【議長】 どうもありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

【委員長】 ちょっといいですか、ご参考までの情報です。私は水質事故の水資源関係の中での事故の重大性を判断する資料を持っていませんので、おそらくは重大事故とか、軽微なインシデントとかランクがあると思い、その中での話だとは思いますが、いろいろなほかの機構等でこれまでも事故やトラブルや不祥事等があるのですが、それが起こったときはことごとく厳し目の評価をしております。だから、今、尾崎先生がおっしゃったような意味で言うと、相殺というものはあり得る話ではあるのですが、外から見たときにどう見えるかというようなところで判断してきたのが全般的な傾向だということを申し上げると、それから、この事故がどの程度の深刻度のものなのかというのは、ぜひ、専門の皆さんでご判断いただいた上でいいのではないかと思います。

【議長】 二度続けて起こったということが非常に重大だろうと思います。この委員会で、この評価を多数決で決めたことは今まで一度もなかったのですが、これはきょう、Aの先生からもいろいろ意見が出て、それから、Sの方もおられたし、Bの方もおられた。そういう意見をお聞きになって、ここはもう決めざるを得ませんので多数決にしたいと思えます。よろしいでしょうか。まだ意見があれば承ります。時間的な制約もありますが、Bの3人の委員の方の意見を聞いて、やはり、これはBかなと思いつている方も中にはおられるのではないかと思いますので、一人ずつ意見を聞くというのも……。どうぞ。

【委員】 油流出というのはあってはならないようなことなので、これは非常に厳しく考えなければいけないと思うのですが、一方で、事実上の給水制限とか、そういうものに至っていないというふうに報告されております。ですから、そこはAマイナスくらいかなというふうに考えました。

【議長】 機構にどういうふうに伝えるかということはこれから総合評価でもいろいろありますから、この項目の評価を決めたいというふうに思いますので、よろしいですか、あまり挙手みたいなことはしたくないのだけれども、意見が分かれていますので、まず、Aであるというふうにお考えの委員の方は挙手を願いたいと思います。

(委員9名挙手)

【議長】 9名ということは過半数です。そういうことですので、挙手をされなかった委員の方にはご納得いただきたいと思います。この項目につきましてはAというふうに評価をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

予定の時間を大分オーバーをしましたが、以上で全項目終わったと思います。事務局のほうから確認をしてください。

【事務局】 それでは、決定しました項目順に評価を読み上げさせていただきます。

項目3、項目6、項目9、項目10、項目11、項目13、項目14、項目15、項目16、この9項目はAでございます。続きまして、項目2がS、項目5がA、項目12がA、項目4がA、項目7がA、項目8がS、項目1がAとなります。評定ごとの分布状況ですが、Sが2つ、Aが14ということで多数の評定はAということになります。以上でございます。

**【議長】** よろしいでしょうか。項目ごとの評価はこれで終了ということにさせていただきたいと思えます。

続きまして、総合評価に移りたいと思えます。総合評価につきましては、業務全体に対する評価について、資料1-7になりますが、事前に「総合評価に係るご意見」をいただいております。主な内容としましては、業務の実績については、ダムの連携操作による洪水被害の軽減の取り組みや技術力の向上、技術支援の取り組みを高く評価している。一方で、武蔵水路改築工事における水質事故について、事故原因等を厳しく検証した上で再発防止策を講ずることを指摘されております。その他、今後取り組むべき課題については、機構施設の重要性から、震災等に対するリスク管理等の強化をすべきというご意見が出ております。また、機構の持つ技術力の国内外への積極的な活用が重要であるというご意見が出されております。

そういうことですが、この総合評価につきまして、ご意見があればお出しいただきたいと思えます。

1-8の説明は、特段よろしいでしょうか。

**【事務局】** はい。

**【議長】** よろしいでしょうか。

次は総合評定ということになります。各項目の採点をしていただきました。もう一度確認をしたいと思えますが、個別項目の評点では、SSが0ですね。それからSが2ですね。Aが14、Bが0ということで、これは総合評定の仕方として一番多いものをつけるということになっておりますので、総合評点はAというふうにさせていただきたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【議長】** 異議がないということで、そのようにさせていただきたいと思えます。

資料1-8の「平成23年度業務実績評価調書(案)」は、本日の合同会議におきます委員の皆様のご意見等を取りまとめて、事務局と私、議長に一任をさせていただきたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【議長】** では、そういうふうさせていただきたいと思えます。

ここで休憩ということになっておりますが、時間が大分超過しておりますので、5分の休憩とさせていただきたいと思えます。

( 休 憩 )

**【議長】** 議事を再開させていただきたいと思えます。

議題2は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務の見直しについて」であります。

まず、事務局からご説明をいただきます。

【事務局】 事務局から、議題2につきましてご説明申し上げます。

資料2-1をごらんください。「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織及び業務全般の見直しについて」でございますが、本案件につきましては、背景といたしましては、独立行政法人通則法第35条の規程によりまして、独立行政法人の中期目標期間終了時において、主務大臣は独法強化委員会の意見を聞いた上で、当該法人の組織・業務全般の検討を行うこととされております。水資源機構は今年度が中期目標期間最終年度となりますので、当該検討を行う必要があるということです。

今後のスケジュールですが、今回の合同委員会におきまして、見直し素案の概要につきましてご報告させていただいた上で、8月に独立行政法人評価委員会で意見聴取を行うこととなります。その後、8月末に総務省に見直し当初案を提出し、年末までに事務的な調整等々を含め、最終的に政独委のほうから見直し方針について勧告等が出た上で、最終的に12月中には組織・業務の見直し方針を決定するというスケジュールになっております。この見直し方針に基づきまして、次期中期計画・中期目標を作成するというスケジュールになっております。スケジュールにつきましては以上でございます。

お手元の資料2-2別紙というパワーポイントで作成した資料がございます。その資料に基づきまして内容について簡単にご説明させていただきます。

見直し素案の概要につきましては、構成としては、業務の内容について記載した上で、まず、1点目としては「これまでの効率化に向けた取り組み」を記載して、2点目として、3ページ目になりますが、「今後の見直しに向けた考え方」、最後5ページ目になりますが、3点目として「組織のあり方に対する考え方」について記載するということになっております。その内容について簡単にご説明させていただきます。

まず、I.の「これまでの効率化に向けた取り組み」ですが、まず、1点目として、業務の重点化、効率化の観点から、(1)といたしましては、コスト縮減等を図りつつ建設事業等を計画的、的確に実施しているということでございます。(2)ですが、大規模な出水に対し、事前放流にかかる実施要領の策定やダム群の統合操作を行うことで下流の洪水被害を最小限に抑える取り組み等を推進しているということでございます。3点目といたしまして、水路の二連化とか、点検技術の充実、長期的なコスト縮減に向けた整備計画を策定することにより用水供給の安定性の向上とか施設の改築や維持管理の効率化を推進しているということです。4点目といたしまして、機械化・電子化による監視システム等の導入による効率的な施設管理の推進ということでございます。

続きまして、2ページですが、効率化に向けた取り組みのうちの業務運営の効率化の観点からの記載でございます。(1)といたしまして、組織・資産等の見直しということで、①といたしましては、事務所の統廃合、関節部門の効率化による本社・支社局のスリム化等を実施しているということです。②といたしまして、維持管理業務等民間委託拡大計画を策定することによって民間委託の拡大を図っているというところでございます。③といたしましては、宿舍の効率的な運用のための集約化や宿舍処分にかかる手続を進めているというところでございます。

(2)といたしまして、事務的経費の関係でございます。総人件費の削減につきましては、平成23年度には平成17年度と比較して17.3%の削減ということで、いわゆる、中期目標の期間の5年間で5%以上の目標を達成しているというところでございます。事務的経費につきましては、19年度と比較して23年度には16.7%、約8.2億円節減しているというところでございまして、目標値の15%を上回っているというところでございます。

(3) 工事等のコストの縮減でございますが、計画・設計の見直しや新技術の活用などにより、19年度と比較して23年度には12.4%ということで、目標値に向けて着実な状況でございます。

次の(4)の事業費の縮減につきましては、19年度と比較して平成23年度には27%縮減ということで、目標値12%を大きく上回っているというところでございます。

続きまして、(5)入札・契約手続の競争性・透明性の向上につきましては、随意契約等見直し計画の厳格な運用とか一者応札の改善について取り組んでいるというところでございます。

続きまして、3ページ、「今後の見直しに向けた考え方」でございます。この中で下線を引いている部分につきましては、従来の取り組みからすると比較的新規性なり拡充性のある内容を盛り込んでいる、そういった部分についてアンダーラインを引かせていただいております。

まず、「業務の重点化・効率化」の観点でございますが、(1)適切な管理業務等の実施ですが、①といたしまして、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るために、ストックマネジメントを全面的に展開していきたいと考えております。②といたしまして、ダム群の連携操作とか治水・利水容量の振り替え等、ダム群再編による治水・利水機能の向上を図ることとしております。3点目といたしまして、大規模地震に備えた対策を実施するとともに、大規模地震時や異常渇水時などにおける代替水源の確保、送水・配水方法を水系ごとに検討を実施し、危機管理対策を強化することとしております。④ですが、小水力発電等の管理施設の持つ潜在能力を有効に活用した再生可能エネルギーの活用を積極的に実施することとしております。⑤ですが、水資源の利用の合理化の観点から、機構が管理する施設と、これに関連する施設との一体的な管理の具体化に向けて検討することとしております。

(2)建設事業の計画的、効率的な推進につきましては、従前どおり引き続き実施するというところでございます。

(3)技術力の維持・向上ですが、技術5ヶ年計画の作成により、施設の効率的な管理、水質改善、耐震性向上、気候変動対応などの技術の研究・開発を計画的に推進することといたしております。

(4)ですが、設計の最適化、ライフサイクルコストの低減、技術開発等による一層のコスト縮減に取り組むこととしております。

(5)です。機構が培った技術を活用し、国、地方自治体等の支援を適切に行うこととしております。

(6)です。積立金につきましては、国民及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上等に活用していく予定でございます。

続きまして、4ページ目です。「今後の見直しに向けた考え方」のうち、「業務運営の効率化」の観点でございます。(1)といたしましては、業務運営のコスト縮減を図るため、経費の節減に取り組むことと、より効率的な業務体制の構築により総人件費の削減等に取り組むことといたしております。

(2)ですが、民間委託拡大ですが、コスト比較や信頼性の確保などを検証しつつ、的確に実施することとしております。

(3)ですが、監視システムの維持・更新に当たっては、一層の機械化・電子化を図ることにより効率的な施設管理を推進することとしております。

(4)ですが、国民及び利水者の要望、意見等を的確に把握するとともに、エンドユーザーとも情報を共有することにより、時代の要請に合った利水者等へのサービスの向上を図ることとしております。

(5)ですが、宿舎につきましては、今年の4月に独立行政法人の職員宿舎の見直し計画が決定されております。そういったものに基づいて見直しなど、保有資産の見直しについて今後も引き続き実施することとしております。

(6)ですが、入札制度の関係で、一般競争入札による調達拡大、随意契約等見直し計画に基づく厳格な適用など、より一層の競争性、透明性を確保することといたしております。

(7)ですが、国民・社会の要請に適切に対応し貢献していくために、危機管理、社会貢献、コンプライアンスなどの面での機構職員の意識改革を徹底して行うこととしております。

最後、5ページですが、「組織のあり方に対する考え方」でございます。これにつきましては、今年の1月、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針で組織の見直し等について言及されておりますので、これらについて適切に対応していくということで、情報化・電子化による業務の効率化、間接部門のスリム化、維持管理業務等民間委託拡大計画に基づく取り組みの推進等、より一層効率的な業務体制の構築を図ることといたしております。

以上、簡単でございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。

**【議長】** 水資源機構の見直し素案の概要についてご説明していただきましたが、これにつきましてご質問、あるいはご意見がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

**【委員】** 今のお話を聞いていますと、業務の効率化とか、より一層の効率化をさらに目指すというふう聞こえてくるのです。なおかつ、情報化・電子化による業務の効率化ということです。やはり、今年の3.11の、ああいったことが想定外というふうにしてはいけないと私は思っております、もう少し機構のほうも人材をしっかり確保して、効率化一辺倒ではなくて、例えば、この情報化・電子化で、電子化するのも結構なのですが、普通のときはそれでいいと思うのですけれども、いざというときに、やはり、人間の手でできるような、そういう体制も一方ではとってほしいという思いがございます。ですから、この見直しに対する考え方の中に、もう少し安全性とか、安定性とか、そういった概念が入るといいのではないかと思いますので、意見として申し上げておきたいと思っております。

先ほども機構の皆様がいらっしゃらないときに意見として申し上げたのですが、単年度評価でいろいろな評価をやっても、それが長期的にほんとうにいい評価だったのかどうかというのが私は非常に疑問なのです。ですから、長期的な積分值としての評価ができるようにしていかないと、ここにいろいろないいことが書いてあるのですけれども、それが進むような項目を加えていかないといけないと思っておりますので、次期に向けてはそういった面もご検討いただければありがたいと思っております。以上でございます。

**【議長】** どうですか、今のご意見に対しまして、まず、前段の大規模災害と申しますか、そういうことは一応書いてあることは書いてあるんですね。適切な管理業務の実施の中の③です。文言がちょっとハードに偏っているというところがありますけれども、いかがでしょうか。今の委員からのご意見につきまして何か追加のご意見等がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

**【委員】** 今の意見に賛成です。独立行政法人水資源機構の一番は、仕事の安定、洪水に対する安定、利水に対する安定だと思いますので、その柱の安定がどこかにあってもいいのではないかと思います。同意見です。

【議長】 ほかにいかがですか、どうぞ。

【委員】 機構の名前がほかならぬ「水資源」ですから、水資源の持続的維持、それは、先ほどから私が何度も申し上げておりますが、国土の保全と水資源の維持というのは表裏一体なわけで、その一番大事なところをもう一度きちっと位置づけるというような見直しにさせていただきたいと思います。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。機構としては、今、素案の概要を説明していただいたのですが、非常に重要な意見が出たのだと思いますけれども、加筆とか修正をする場合にはどういうことになるのですか。

【事務局】 恐縮でございます。きょう事務局から説明しましたのはあくまで素案でございますので、きょういただいたご意見を踏まえて、先ほど議長がおっしゃってくださったように、もともと安全・安心はここに明示されておりますけれども、もう少し強調すべきであるというようなご意見を賜ったのであれば、それを踏まえてこの素案を修正したいと思います。

【議長】 修正をするということですね。お願いします。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 業務運営の効率化に関して、まさに新しい今後の見直し、これでいいと思うのですが、これは、現状をいかにどうやって効率化していくかというところに視点が全部置かれてしまっているような気がするんです。もっと新しいことを何かやっという姿勢がここに見えてこない。例えば、「技術力の向上」ということは一言も入っていないし、先ほども話題になっていましたけれども、日本の技術を世界に広めていこうという姿勢もここには見られないわけです。何か業務の範囲の中で何とか効率よくして、金をかけないでうまくやっていきますよという姿勢しか見えてこないのがちょっと残念なので、もう少し業務範囲を、ここまで広げて我々の力でやっていくのだというような姿勢がどこかにあらわれてほしい気がします。

【議長】 技術力の維持・向上、「維持」という言葉は入っていますけれども、3ページの(3)です。それと、技術力の国内外への展開といいますか、そういうようなことはどこかに書いてありましたか、今の委員がご指摘のような。

【事務局】 海外という意味ではまだ十分書いておりません。海外展開のご指摘は、先ほど、水資源機構が退席した評価のときにも、国際的なご指摘をいただいたところだと思いますので、ここは繰り返しのご説明ですけれども、そもそも、水資源機構の本来業務が国内の主要水系、主要水系自体は国が示すわけですけれども、そこでの施設の建設・管理ですので、そういった中での海外展開、本来業務というものを今、必死にやっているところでございます。そういった制約の中でどういうところまで書き込むかというのは、きょうのご指摘を踏まえて少し検討をさせていただければと思います。

【議長】 ほかにどうでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、きょうのご意見を十分考慮して修正をしたいと

思います。内容については、私のほうにご一任いただけるでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【議長】** では、事務局と内容について詰めていきたいと思います。議題2の「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しについて」は以上にさせていただきたいと思います。

議題3に移りたいと思います。「利益剰余金の取り扱いについて」、まず、事務局からご説明いただきます。

**【事務局】** 資料の3-1をごらんください。水資源機構の利益剰余金の取り扱いに関してです。3-1の前半部分に書いてございますように、一昨年(2010)年10月28日、事業仕分け第3弾、及び年末、12月7日の閣議決定におきまして、水資源機構の利益剰余金につきましては、国庫への返納・返還について早急に検討を行いなさい、そして有効に活用しなさいという宿題をいただいているところです。利益剰余金の取り扱いそのものにつきましては、この合同委員会で意見を伺うという性格のものではございませんが、当然、次期中期目標、及び中期計画にこの利益剰余金の取扱いは大きくかかわる話でございますので、この中期目標・中期計画の策定過程でこの委員会でご意見をいただきたいということで、きょうは、基本的には中間報告的なものでございますが、この段階でも、これからご説明することにつきましてご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

利益剰余金の取り扱いの方向性、今の閣議決定にございますように、2面、国庫納付という観点と有効活用という観点がございます。このペーパーの(1)国庫納付の考え方に①、②と書いてありますが、①にありますように、そもそも現時点におきましては、水資源機構法には国庫納付に関する規程がない、すなわち国庫納付する枠組みがないという状況でございますので、まずは水資源機構法の改正を含めた必要な枠組みの整備の可能性について検討を行いたいということでございます。

もう一つ、重要な視点といたしまして、国庫納付につきましては、利水者に対しても十分理解を得られるような必要がございますので、そういう調整が必要であるという点でございます。

他方、(2)の有効活用の考え方ですが、これはこの次に資料3-2で水資源機構のほうから詳しく説明いたしますけれども、ここの①から⑤にありますように、有効活用の基本的な考え方を整理しております。①が総論的な考えで、本来、国及び利水者から負担を求めるべき必要性を有することというのが一番の重要な視点かと思っております。②にありますように、効果が大きい、有効性を有すること。③通常(の)事業費、管理費との区別が説明できること。④利益剰余金の投入が終了した後、管理費用が増大することがないようなものにする。⑤設備や機器購入を利益剰余金で行う場合には、その次の更新費用やランニングコストの負担というものに対して利水者の理解が得られることと、こういった観点で有効活用を今、考えているということでございます。

裏面は、2. にスケジュールがございまして、基本的に、先ほど説明いたしました中期目標・中期計画との関係で検討を進めていきたいということを書いております。まずは、資料3-1の説明は以上でございます。

**【議長】** 続いて3-2の説明をしていただいご意見をいただきたいと思ひます。機構側からお願いしたいと思ひます。

**【水資源機構】** はい。それでは、資料3-2、A4横の資料でございます。これをお

手元に置いていただきまして説明をお聞きいただきたいと思います。次期中期計画期間におけます利益剰余金の有効活用の現時点の考え方について、その概略をご説明させていただきます。

なお、具体的な活用内容につきましては、まだ固めているわけではございませんで、本日いただきましたご意見などを踏まえまして、国、利水者と調整を行いつつ次期中期計画策定の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

では、1ページおめくりいただきまして、ここにお示しいたしました図は、利益剰余金の活用の範囲の前提となります水資源機構の業務につきまして、「今後の目指すべき方向性の考え方」をお示ししたものでございます。機構の目指すべき方向は、真ん中の黄色で示してあります「国民生活と産業を支える水インフラの担い手」という考え方をとっております。この方向を実現していく上で踏まえるべき主な重要な課題を整理しますと、左側の赤く着色いたしました部分で、水資源を取り巻く状況への対応や、機構を取り巻く状況に示しました内容となります。

機構は、こうした事象や課題への対応を図りつつ、真ん中に青色で示しました「安全で良質な水を安定して安く供給、洪水被害の防止・軽減」、また「国内外への技術支援」といった使命を引き続き果たしてまいります。また、この使命を果たすために必要な総合力は、一番右に列挙した各要素となりますが、これらにつきましては、使命を果たしていく過程で技術の検証と、その結果の反映を循環させながらレベルアップさせていくこととしております。

次に、「水資源を取り巻く状況」の代表的なものを説明いたします。3ページ目をお開きいただきたいと思います。この図にございますように、東日本大震災では、霞ヶ浦用水が被災いたしまして、通水再開までに7日を要し、水道水の供給に甚大な影響が出た事例でございます。その原因となった主な被害についてですが、弁類の被害等による漏水、あるいは、管、埋設時の上の土質が液状化したことで地表面が沈下したことなどでございます。また、この復旧での特徴を申し上げますと、この用水は管路が二連化されておりますことから、被害の小さいほうの管路を生かすことをまず大前提に考えまして、被災した大きいほうの管路の資材をそちらに回して一方の管路を復活させるというような復旧の手法をとりました。このことによりまして、片側の管路の機能回復を短期間で実現させることができた事例でございます。

こうした経験から、今後、東海・東南海・首都圏直下型地震など、大規模地震に備え、施設の耐震化はもとより、応急対応機材の充実や復旧資材の備蓄、液状化対策の実施など、拡充・強化していく必要があると考えているところでございます。

次、4ページ目をお開きいただきたいと思います。このパワーポイントは、「急速に進む施設の老朽化」についてまとめたものでございます。機構の施設は、管理開始以来40年を超える施設が多くなってきております。左上のグラフは、管路の漏水発生件数の推移をあらわしたもので、増加傾向にあることがおわかりいただけたと思います。右下の写真は、平成22年に木曾川用水で起こった漏水でございます。水圧がかかった管路でございますので、水が約10mぐらい吹き上がった事故でございます。幸い、水災害は発生しませんでした。このようなリスクが今後ますます大きくなることを踏まえまして、老朽化対策の推進は機構にとって喫緊の大きなテーマでございます。一方、こうした老朽化対策の実施には多くの必要を要しますことから、国や利水者への負担軽減方策も不可欠な重要課題というふうに考えております。

恐れ入りますが、5ページをお開きいただきたいと思います。これは、「異常渇水や洪水の激化への対応」ということでまとめたパワーポイントです。今年7月にも九州地方で、過去に経験のないような豪雨により、熊本県などの山間部では甚大な被害が発生をいたし

ました。降雨の変動幅の推移は年々大きくなっている傾向がございます。左上のグラフでその辺がわかるかと思えます。洪水のみならず、渇水に対しましても、大被害をもたらすリスクが大きくなっているということを暗示しているということで、こうしたことから、さらに高い精度の降雨予測手法の開発や効果的なダムの運用連携方法などを確立させていくことが必要と考えております。

次の6ページをごらんいただきたいと思えます。これは「経験豊かなダム・水路技術者の減少」というテーマでまとめたものでございます。下のグラフをごらんいただきたいと思えます。機構の建設事業と管理事業を合わせた事業費の推移を示したもので、平成7年をピークに、特に建設事業費が急速に減少してきております。

真中のグラフは、職員の年齢構成を示したものでございます。予算の減少に伴い、新規職員の採用が大きく減少してきております。そのため、若い技術者数が極端に少なくなっており、組織としての年齢構成がいびつになっております。加えて、建設事業が減少し、水資源関連施設の建設技術を継承するフィールドそのもの自体が少なくなってきたと見えます。こうした中、今後もこの業務を継続できる技術基盤を維持・強化させていくためには、技術検査フィールドの求め方を含めた新たな技術継承の方策を考えていくことが必要というふうに考えております。

次、7ページをごらんいただきたいと思えます。「国内外からの技術支援に対する需要の高まり」ということでまとめたもので、このパワーポイントは、タイの洪水において機構職員を派遣し、国際緊急援助隊員の一人として活躍したものを示したものでございます。今後も国内外からの技術支援に対する需要は高まってくると思われまします。こうした支援につきましても、平成24年1月に策定しました「国土交通省基本方針に基づく理事長プロジェクト」にも位置づけまして積極的に取り組んでいくこととしております。

次、8ページをごらんいただきたいと思えます。「利益剰余金の活用」についてご説明いたします。機構は、これから水資源を取り巻く状況について対応を進める必要がございますが、このうち、特に大規模災害への対応、気候変動、あるいは施設の老朽化、利水者の財政逼迫、厳しい国家財政、こういったことを踏まえて積立金を有効に活用していこうと考えております。また、積立金の活用にあたりましては、パワーポイントの中の①から⑤にお示しいたしました考え方を踏まえまして、将来の管理費の負担軽減につながる長期的な視点からの取り組み、それから、一度にまとめて投資を行うことで後年度の管理費に対する負担軽減に大きくなるものの、集中投資であるために国や利水者に通常の事業費での負担を求めるのが非常に厳しい施策、さらには、各利水者に共通し公平に活用できる施策、そして、金利変動など、将来のリスクを国、利水者に直接影響させないような対応、このように活用していこうと考えております。

次、9ページをごらんいただきたいと思えます。「利益剰余金の有効活用」にあたりましては、真に効果的な活用となるように、評価委員会等の外部のチェックを受け、透明性を確保しつつ検討を行った上で、内容と金額を確定していくこととしております。また、利益剰余金のうち活用額につきましても、機構法31条に基づき、国土交通大臣の承認を受け積立金として活用していくこととしております。

次に10ページをごらんいただきたいと思えます。積立金の活用対象を区分したものでございます。カテゴリーを3つに区分してしております。①として、人件費負担等の軽減への活用。②といたしましては、管理費負担軽減のために行う施設整備等で、さらにこれをa)からd)の4つの項目に分類してしております。③は金利変動などの将来のリスク対応への活用でございます。ただし、この③につきましても、現時点では所要額を確定することができませんので、今後、所要額が確定した段階で②の内容を見直して対応していくというふうに考えております。

1 1 ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの①の人件費負担等の軽減についての内容です。1 つ目のメニューといたしましては、本社支社局の人件費と物件費のうち、管理費業務の負担分への積立金の充当でございます。2 つ目は退職給付引当金への繰り入れでございます。これら、今中期計画期間において活用を行っている人件費負担軽減の活用について、次期中期計画期間においても継続して取り組んでいこうとするものでございます。

次、1 2 ページをお開きいただきたいと思います。「管理費負担軽減のために行う施設整備等」についてでございます。主な活用内容として5 つの○でお示しをいたしました。次のページから順次ご説明をいたします。

1 3 ページをごらんいただきたいと思います。上段にお示しをいたしましたのは、ダム機能維持のため必要なダム湖の土砂浚渫にかかわる費用を縮減するため、貯砂ダム整備によって手前で堆砂を除去する、あるいは、その貯砂ダムへの進入路を整備することに積立金を活用するというイメージでございます。

下段にお示しをいたしましたのは、既存のメーカーのオリジナル部品で構成されたダムコン、堰コンを、汎用化された部品を使用した設備に更新することにより、以後のメンテナンス費用を軽減する取り組みを考えております。こういったものに活用しようというイメージでございます。

次、1 4 ページをお開きいただきたいと思います。上段にお示しをいたしましたのが、将来にわたるライフサイクルコストの低減に資する施設の診断や長寿命化対策技術の確立を行うための施設の診断技術開発や、更新技術の開発調査。また、下段にお示しをいたしましたのは、将来的なコスト縮減に資する実証実験やモデル的取り組みとして、水質管理の取り組みや風力、太陽光、水力発電の推進に関する調査検討を引き続き行っていくものに充ちようというものでございます。また、アオコからリンを回収するような再生可能資源の発掘なども含めて活用してまいりたいというふうに考えております。

次、1 5 ページをお開きいただきたいと思います。「自然エネルギーの活用、省エネルギーの推進等による管理費負担軽減に資する活用」の主な項目でございまして、小水力発電、太陽光発電の推進、あるいはLEDなど、省エネルギー機器の導入を進めていくというものでございます。

次、1 6 ページをお開きいただきたいと思います。具体的な事例といたしまして写真でお示ししております。水力発電につきましては、既に愛知用水東郷池と霞ヶ浦用水の小貝川水管橋の2カ所で運用が開始しております。これは管理費の縮減に大きく寄与しているところでございます。

また、右側の写真にございますように、宇連ダムと室生ダムでも小水力発電の検討を進めているところですが、このほかにも、有効な水力発電実施箇所や太陽光発電実施箇所の選定を推進してまいり、そのような発電を実現することで管理費の一層の負担軽減につなげていきたいというふうに考えております。

次、1 7 ページをお開きいただきたいと思います。後年度の管理費の縮減のための活用についてでございます。主な活用内容は6 つの○でお示しをいたしました。1 つ目の○から4 つ目の○につきましては、次のページからお示ししますイメージ図をごらんいただくということで説明を省略させていただきたいと思います。

2 ページほどめくっていただきまして、「道路移管のための条件整備」というポイントがあると思います。これにつきましては、スリム化を推進していくことの一環として、道路の移管をしていくことのための条件整備ということで、舗装をしたり、ガードレールをつけたりということに充ちしていこうというイメージでございます。

それから、下段は、既存ストックの効率的な活用による防災・減災対策の検討、職員の

資質向上を図るための研修、あるいは、水資源管理を担う海外の機関との技術交流等に活用していこうというイメージでございます。防災・減災対策に資する技術開発や組織年齢構想から危惧される技術力について、この先、その維持・向上を図っていくことに寄与できるものというふうに考えております。

次、21ページをお開きいただきたいと思います。「既存ストックの有効活用による防災・減災対策の検討」でございます。平成21年の名張川3ダムにつきましては、先ほど来、実績のところ、るる、ご説明したとおりでございます。こういった私どものダム連携の実績などをモデル化をすることで、他の地域のダム連携操作の効果や実証性を検討できるようにしていきたいというふうに考えております。

また、平成20年度の吉野川水系での渇水において、早明浦ダムから池田ダムまでの間の降雨量による河川流量増を勘案した早明浦ダムからの放流量をきめ細かに制御したということも、結果として香川県の取水人口の約17日分の水量を温存できたという実績もでございます。こうしたことを、先ほどの洪水防御とあわせてモデル化をして、全国の施設で活用できるようなものとなればよいというふうに考えております。

次、22ページをお開きいただきたいと思います。「東日本大震災を踏まえた防災力の向上のための活用」について、主な活用内容を4つの○でお示しいたしました。

次、23ページをお開きいただきたいと思います。1つ目として、「緊急遮断弁の整備」というイメージでございます。緊急遮断弁の整備につきましては、管路が被災した場合でも貯水池からの流出を極力抑え、漏水による水災害を抑制するとともに、復旧後の水供給のための水量を温存するという効果がねらいでございます。

次、24ページをお開きいただきたいと思います。「緊急時の排水施設の整備」でございます。緊急時の排水施設の整備につきましては、管路の漏水復旧に伴う排水を効率化させ、復旧時間の短縮を可能とすることによって通水開始を早期に実現させようとするものでございます。下段の予備発電機の燃料タンクの増強につきましては、東日本大震災で被災事務所の予備発電燃料が欠乏する事態が発生したことを教訓といたしまして、管理室の機能喪失を回避しようという取り組みでございます。

次、25ページをごらんいただきたいと思います。「通信施設の二重化」、あるいは「資材等備蓄の強化」のイメージをお示ししたものでございます。内容につきましてはごらんいただくとわかると思いますので省略をさせていただきます。

次、26ページをお開きいただきたいと思います。「施設の耐震技術の強化等」ということです。東日本大震災の知見を生かしまして、耐震診断技術、あるいは耐震補強技術の向上を図っていこうとするものでございます。これらの技術開発は、水資源機構施設のみならず、全国の施設に活用可能なものになっていくものと考えております。

次のページをお開きいただきたいと思います。「金利変動などの将来リスク等への対応」ということで、1つ目は、将来、金利変動リスクが生じた場合に、国や利水者への急激な負担増を回避するために活用していこうとするものでございます。2つ目は、ダム事業が今後進展したときに、事業企画のために市場から資金調達をした際の利息に充当するなど、国と利水者への負担軽減に活用していこうとするものでございます。冒頭申し上げました、これらにかかる所要額につきましては、当初の時点では予測が困難でございますので、こういう事象が発生した段階で、今まで説明しました各施策の中の費用を割愛して、ここに活用していくということを考えております。

資料についての説明は以上でございます。

**【議長】** どうもありがとうございました。この余剰金の使い道につきましてご説明いただきましたが、ご意見をいただきたいと思います。これについては、先ほど、冒頭にご

説明がありましたように、ここで使い道を決めるというわけではなくて、ご意見をいただいて今後の検討に生かすという趣旨だそうですので、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞ。

**【委員】** この剰余金の使い方は、先ほどの議題の2番の水機構の見直しということの一部になるのかもしれませんが、それとのつながりが少しわかりにくいのではないかと思います。具体的に言いますと、例えば、人員養成というのは、この議題3の剰余金の使い方のところでは随分触れられているのですが、それが議題2の見直しのところではあまり上がってきていない、あるいは、人員計画がどのようなものかも上がっていないということもあります。それから、先ほどもお話が出ましたが、国内外の技術支援という点も、こちらの剰余金のほうではミッションとして割合に大きく挙げられているにもかかわらず、2のほうでは余り触れられていない。それはいろいろ制約があるのだろーと思ひますけれども、その辺はもう少しわかりやすくしていただけるとありがたいと思ひます。以上です。

**【議長】** 今のご質問に対しましてお答えをお願ひしたいと思います。

**【事務局】** まず、職員数の見込みとか、そういうご指摘かと思ひますけれども、すべてが中期計画・中期目標に集約させるのもあれなのですけれども、まさに、今後の職員数の見込みというものも、今後、機構をどういうふうにスリム化させていくか、そういった中でどういう業務をするか、どういう組織とするかという中で職員数というものを、今後どうあるべきかということと一緒に検討していきたいと。

**【委員】** 数だけではなくて技術的な養成ということも。

**【事務局】** わかりました。人材育成、あるいはその次に出ておりました国内外の、特に国外の展開について十分整理ができていないのではないかとご指摘を踏まえて今後検討していきたいと思ひます。

**【議長】** どうぞ、ほかに。

**【委員】** ここの問題意識のところ、「急速に進む施設の老朽化」という項目が書いてあるのですが、それに対応するスライドといいますか、パワーポイントのところ、4ページのところ「劣化による出水」ということで少しあるのです。それで、何か、漏水発生とか、非常に瑣末というのは申しわけないのですけれども、もう少し本質的な施設の老朽化というものに対してどのように計画的にやっていかなければいけないか、それが基本中の基本だと思ひますが、それに対する資料とか説明力がきょうのお話の中ではわかりませんでした。もちろん国際的にいろいろ協力していくとか、大事だとは思ひますが、これが機構の本務ではないかと思ひますので、もう少ししっかりとした資料と、それに対するコストという形で資料をきちんとつくっていただければと思ひます。

**【議長】** どうですか。

**【水資源機構】** 資料は、積立金の活用ということでとりあえずまとめさせていただきましたが、一番最初のところの「機構の目指すべき方向性の考え方」のところ少し触れ

ておりますが、ストックマネジメントといった仕組みを活用しながら、これから老朽化していく施設に対応していこうというふうに考えております。これは、本来的な事業費の中でやっていくのか、積立金を一部活用してやっていくのかにつきましては、積立金は、このストックマネジメントをやるために調査に活用するとか、そういう部分の活用があるかと思いますが、いずれにしても、どの費用を活用するかを問わず、これからそういう施設の老朽化への対応ということは確実に進めていかなければいけないものだというふうに考えております。

**【議長】** ご指摘のように、見直し素案の概要とこれの関係、それを少し明確にさせていただくということにさせていただきたいと思っております。どうぞ。

**【委員長】** 「ご苦労さまでございます」としか言いようがないです。利益剰余金には、いろいろな過去の経緯と、過去の努力みたいなものなのですけれども、一方で、これを召し上げるという考え、意見もあるわけです。だからご苦労されていると、実に同感するところがあるのですが、一方で、社会資本整備重点計画もまとまった段階で、あの中でも、今、投資しないと手戻りになってしまっても大変なことになるねとか、今やっておかないと国際競争力を失ってしまうねというようなたぐいの、ある種の緊急性というか、危機感みたいなものがないとなかなか説得力がないという感覚なのです。もちろん、このお金にはそれなりのいきさつのあるお金だから、きょう、るる、説明いただいたようなことはどれも正当性があるのだと思うのだけれども、やはり、この中で選択と集中というのか、今ここでこそというものをもう少しめりはりをつけられたほうが、世の中での説得力が増すのではないかというふうに感じました。以上です。

**【議長】** ほかにいかがですか。これも、きょういただいた意見をもとに、もう一度見直しをしていただくというふうに思いますが、どうぞ。

**【事務局】** 今議長からご指摘いただきましたように、きょういただきましたご意見を踏まえて今後の利益剰余金の扱いの検討、そして次期中期目標・中期計画の検討に生かしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

**【議長】** ほかにご意見はございませんか。

**【委員】** 1点だけよろしいでしょうか。

**【議長】** どうぞ。

**【委員】** 前々から気になっていたのですが、この「利益剰余金」という言葉がどこから出てきたのかわかりませんが、今まで苦労して機構と団体とが、たまたまこういったお金を貯めることができた、という違う時代もあったはずですが、マイナスになっていた時代もあるはずなので、その辺が何か、「利益剰余金」というと何かどうしても返納しなければいけないような、そんなお金の聞こえてしまうのですけれども、もう少し工夫される余地はないのですか、こういう言葉なのですか、ずっと気になっているのです。

**【事務局】** よくご指摘いただいたわけですが、けれども、「利益剰余金」と、あと、機構法に基づいて「目的積立金」という言葉を私どもは使い分けております。「利益剰余金」

というのはバランスシート上、出てくる表現であり、かつ、今回、私が冒頭にご説明しましたように、一昨年の事業仕分け第3弾及び、その年末の閣議決定において「利益剰余金」という言葉で整理されておりますので、いわゆる、そこで指摘を受けたという意味における「利益剰余金」という言葉を使っておりますけれども、機構のほうにおきましては、その利益剰余金を機構法に基づいて「積立金」、かつ、活用する分は「目的積立金」という形で使っておりますので、ちょっと、使い分けの部分もございまして、場面により「利益剰余金」、場合によって「積立金」と、その言葉で説明させていただいております。

**【委員】** 積立金という意味であれば、例えば、耐震化だとか更新をしっかりとやればなくなってしまうお金だと私は思っております。ですから、その辺、もう少し機構の立場を前向きにされることをやったほうが今後のためにはいいのではないかという意見として申し上げておきたいと思っております。

**【議長】** どうもありがとうございました。どうぞ。

**【委員】** それとの関連で言うと、先ほど来、設備の老朽化というお話をわざわざ別枠でお話しされていましたが、今日のいろいろ評価したものの中でも豊川用水なり愛知用水なり、もう改築事業で相当、実際に本体として事業としてやっているの、そのところがこのくらいあるのだというところを抜きにして老朽化という、別枠でまだあるのかという話になると思うのです。ですから、その辺をきちっと、もう既に老朽化対策をやっているということを組み込んだ上で議論していただければと思います。

**【議長】** 何かお答えはありますか。

**【事務局】** 国交省からは特にありません。水資源機構のほうから何かありましたらお願いします。

**【水資源機構】** はい。きょうの資料は、ご指摘のとおり、老朽化が進んでいますという形でお示しをいたしましたので、委員ご指摘のように、やっているものも当然ございます。これは資料の作り方のご指摘ということも踏まえて、今後、もう少しわかりやすくご説明できればと思います。

**【議長】** 利益剰余金があるから何とか使っていかなければいけないというような印象を与えるような資料ではまずいというのが委員の皆さんの大方の意見だと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。ご意見がないようですので、それでは、議題3の「利益剰余金の取り扱いについて」の議事を終了させていただきたいと思っております。

以上で予定の議事を終了いたしました。全体を通じまして何かご意見があれば承りたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、これで終了させていただきまして事務局にお返しいたします。

**【事務局】** 以上もちまして第20回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を閉会いたします。本日の議事録につきましては、ご出席の委員の皆様にお諮りした上で公表することといたしておりますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の皆様におかれましては、本日の会議資料につきましては、そのまま机の上

に置いておいていただければ郵送させていただきます。

それではこれで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —